

国立市ソーシャル・インクルージョン推進計画

～人権・平和のまちづくりを総合的に推進するために～

令和8（2026）年3月

国立市

はじめに

「国立市民の人権意識は比較的高い傾向にあるのではないか。」

これは、令和6（2024）年度に市が実施した人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査（対象：18歳以上の市民3,000人、12-14歳の市民500人、15-17歳の市民500人）の結果を踏まえ、国立市人権・平和のまちづくり審議会から示された本推進計画に関する答申の中で言及いただいた内容です。同審議会の委員の皆様には、市民意識調査に関する審議から計画に盛り込むべき事項について幅広くご審議をいただきました。誠にありがとうございました。

国立市では、第一期の基本構想（昭和51（1976）年）以降、一貫して「人間を大切にす」をまちづくりの基本理念として掲げ市政に取り組んでまいりました。この場をお借りし、あらためて、人権・平和のまちづくりを推進してこられた全ての方々に感謝申し上げます。

人権侵害はあってはなりません。私たちは誰もが、何かしらの属性を有していますが、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他の経歴など個人の努力で容易に変更できるものではない属性に基づく不当な差別は決して許されるものではありません。

しかし私たちは、「知らない」が故に、また、誤った情報や相手との相互理解不足により、差別をしてしまったり、偏見を持ってしまったり、知らず知らずのうちにその助長に加担してしまっていたりすることがあります。まずは、相手を知ること、相手との対話や交流を通じて、お互いを深く理解し合うことが、混沌とした現代社会においてまさに重要なことではないでしょうか。

国立市は、過去から脈々と受け継がれる人権・平和の精神を、平成31（2019）年4月、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下「基本条例」という。）として施行し、市民の皆様、事業者の皆様と一緒に一丸となって誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいりました。

今後も、基本条例に示すソーシャル・インクルージョンの理念の下、本推進計画を着実に実行し、人権・平和のまちづくりを総合的に推進してまいります。

令和8（2026）年3月

国立市長 濱崎 真也



目次

第1章 計画の性質	1
1 計画の理念	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画策定の経過	3
5 様々な分野の人権課題との関係	3
第2章 市が目指す人権・平和のまちの姿	5
第3章 現状と課題及び主な取組	9
1 人権意識の醸成のための様々な取組	9
（1）学校や地域における効果的な人権教育・啓発	9
①学校における取組	9
②地域における取組	15
（2）関係機関・団体及び企業等と連携した取組	19
①関係機関・団体との連携	19
②企業等との連携	20
2 救済と相談支援	23
（1）救済	23
（2）相談支援	25
3 インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題への対応	31
4 人権に配慮した環境整備	36
（1）人権の視点での環境整備	36
（2）ジェンダー平等の推進	40
5 平和施策	44
（1）平和意識の醸成のための様々な取組	44
①「くにたち平和の日」等での啓発活動	44
②戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承	46
③様々な団体等との平和交流	48
6 組織内の推進体制	52
（1）庁内連携体制の構築	52
（2）職員の人権意識向上のための取組	53
第4章 進捗管理	55
1 推進計画の進捗把握及び評価方法	55
（1）中間評価	55
（2）最終評価	55
2 公表と見直し	56

参考資料

本推進計画で使用する略称

「基本条例」

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成 31 年 4 月 1 日施行）のこと。

「基本方針」

基本条例第 9 条に規定する、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（「国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」（令和 6（2024）年 3 月策定））のこと。

「市民意識調査」

市が令和 6 年度に市民を対象として行った人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査のこと。

対象：大人調査（18 歳以上の市民 3,000 人）
子ども調査（12-14 歳の子ども 500 人、15-17 歳の子ども 500 人）
有効回収数：大人調査 883（回収率 29.4%）、
子ども調査（12-14 歳）129（回収率 25.8%）
 " （15-17 歳）97（回収率 19.4%）

調査の詳細は、市ホームページを参照。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept01/Div01/Sec03/gyomu/0373/0374/12050.html>

「審議会」

基本条例第 16 条に定める、国立市人権・平和のまちづくり審議会のこと。

第1章 計画の性質

1 計画の理念

本推進計画の理念については、基本方針に掲げる基本理念を踏襲しています。

意識的か否か、あるいは意図的か否かに関わらず、様々な人権侵害、差別や偏見が今もなお身近で起きており、誰もが被害・加害の両方の当事者性を有していることの認識

⇒行政による人権・平和を大切にする不断の取組が必要です。

国内外を問わず、様々な場面において、現に社会的不平等が依然として存在し、人権侵害や差別が起きています。またそれは、自身と関係のない世界で起きている事象ではなく、私たちのごく身近で起きていることも多く、誰もが意識的か否かあるいは意図的か否かに関わらず、被害・加害の両方の当事者性を有しています。

だからこそ、人権について学び考え行動することが重要です（何もしなければ様々な不平等がますます助長される恐れがあります）。

基本条例が示す恒久的な理念を、市職員が一丸となって地域全体で推進

⇒ソーシャル・インクルージョンの理念の下、全ての市職員が一丸となり市長のリーダーシップの下で人権・平和のまちづくりの推進に市民や事業者と共に取り組みます。

基本条例は、国立市基本構想で掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権・平和の視点から捉えなおし、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。このような基本条例の恒久的な理念を、市、市民及び事業者が一丸となり、対話を重視しながら地域全体で取り組むことが重要です。また、基本条例第4条では、市長は、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえて市の施策を推進することとしています。

本推進計画に基づく取組の推進に当たっては、様々な人権課題の当事者をはじめとした市民、事業者、関係機関・団体等との連携・協力や対話を重視した取組を推進します。また、人権課題に対する国内外の動向や司法判断等を注視し取組の参考とするとともに、

地域の実態や個々の状況を踏まえて取り組みます。

なお、人権・平和のまちづくりの目指す目標は、市民生活の中に人権尊重意識が文化として根付くことであり、ソーシャル・インクルージョンの機運が市民の中から自然と沸き起こり、誰もが安心して暮らすことのできる国立市となることにあります。この目標を見据え、本推進計画に基づく取組を着実に実施します。

2 計画の位置付け

本推進計画は、基本条例第 10 条第 1 項に規定する、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画です。基本条例及び基本方針が示す理念や内容を、より具体的な計画として示したものとなります。

市では全ての施策の基本に人権・平和の考え方を置いており、市民及び事業者等とともに地域全体で人権・平和のまちづくりを推進することが重要です。本推進計画は、市が人権施策として取り組む内容を具体的に示すとともに、市が策定する他の様々な行政計画等を推進するに当たっての考え方の基本となるものです。

3 計画期間

本推進計画は、令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度までの 6 年間において取り組む計画としています。

令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度	令和 12 (2030)年度	令和 13 (2031)年度	令和 14 (2032)年度
第 5 期基本構想					第 6 期基本構想			
第 2 次基本計画		第 3 次基本計画				第 1 次基本計画		
人権・平和の「基本方針」						次期「基本方針」		
人権・平和の「推進計画」								次期

4 計画策定の経過

令和 5（2023）年 10 月 24 日に審議会に対して市長より諮問しました。審議会においては計 10 回の審議が行われ、令和 7（2025）年 8 月に市長に対し答申されました。その後、政策経営部市長室において、当該答申の内容等を踏まえた計画の検討を行い、令和 7（2025）年 11 月に素案に対するパブリックコメントを行いました。

なお、本推進計画の策定に先立ち、基本条例第 9 条に規定する基本方針を令和 6（2024）年 3 月に市において策定し、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度の 6 年間の方針として位置付けています。

5 様々な分野の人権課題との関係

基本方針においては、例えば女性、子ども、高齢者など分野別の人権課題に対する取組の方向性を示したところであり、また、国（法務局）や東京都においても様々な人権課題が示されています。具体的な取組を進めるに当たっては、それぞれの実情や課題を丁寧に把握した上で対応していくことが重要です。

一方で、異なる分野であっても取組の考え方や方向性は共通する部分も多く、また、人権課題は複数の課題が複合的に交わり合い複雑化している場合もあることから、個々の側面のみに着目するのではなく、複合差別やインターセクショナルリティ[※]という視点も重視した取組が重要です。このことから、本推進計画においては、それぞれの人権課題に共通した重要な考え方・取組として示しています。

※ 最近の女性差別撤廃委員会の勧告など国連文書において、マイノリティ女性に関連する箇所「複合差別／交差的な差別（multiple/intersectional forms of discrimination）」という文言が出てくる。この intersectionality（交差性）とは、人種、エスニシティ、ネイション、ジェンダー、階級、セクシュアリティなど、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況を指す。（徐阿貴〔福岡女子大学教員〕「Intersectionality（交差性）の概念をひもとく」国際人権ひろば No.137(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、2018 年 1 月発行)8～9 頁参照）

(参考) 基本方針で示した分野別の人権課題の項目

- ①女性
- ②子ども
- ③高齢者
- ④しょうがいしゃ
- ⑤感染症、疾病
- ⑥被差別部落出身者
- ⑦外国にルーツのある人
- ⑧性的指向、性自認 (SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity))
- ⑨インターネット上の誹謗中傷
- ⑩災害時要配慮者
- ⑪アイヌの人々
- ⑫ハラスメント
- ⑬犯罪被害者
- ⑭刑を終えて出所した人
- ⑮職業
- ⑯婚外子

第2章 市が目指す人権・平和のまちの姿

「人権・平和のまちづくり」について、基本条例の前文では、次のように明記しています。

「国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。」

この前文の意味するところは、以下のとおりです。

「ソーシャル・インクルージョンの理念の下」

…全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うという考え方の下で取り組むことを示しています。

「一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、」

…地域社会を構成しているのは「誰か」ではなく一人一人の個人であり、国立市に関わる全ての人とその当事者です。自分自身も地域社会を構成する一人の重要な当事者であるという意識の下、様々な意見や情報等を踏まえて自ら考えることが重要です。また、考えるだけに留まらず、日常生活や社会生活の中で具体的・主体的に行動することが重要であり、学校、家庭、地域、職場など、様々な場面における行動が求められます。

「互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること」

…私たちは誰一人同じではなく、一人一人に必ず違いがあります。また、その一人一人の違いには多種多様な状況があり多様性に富んでいます。その多様性には上下関係や優劣関係は無く、全て等しく尊重されるべきものです。このような多様性について、「自分たちとは違うから排除する」「見ない（見えない）ことにする」「関わらないことにする」のではなく、様々な当事者からお話を伺ったり、対話や交流によってその違いを学んだりすることを通じて認め合うことが、互いの人権を尊重することにつながります。平和なまちは、そのような多様性尊重の積み重ねによって実現されるものです。

この「人権・平和のまちづくり」が目指す先にあるものは、まさにソーシャル・インクルージョンのまちです。基本方針では4つの目指す「まち」を示していますが、それぞれの具体的な内容は以下のとおりです。

4つの目指す「まち」

- ①ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち
- ②様々な当事者の意見を踏まえ、対話を通じて相互理解を深めるまち
- ③相互理解と協力により平和を希求するまち
- ④人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまち

①ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち

市は、第一期の基本構想[※]から現在まで、一貫して「人間を大切にすること」をまちづくりの根底に据え、市民とともに歴史を積み重ねてきました。それはまさに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包め支え合うこと（ソーシャル・インクルージョン）であり、この考え方をこれからも引き継ぎ、市・市民・事業者等、市に関係するすべての方々と一丸となって、あらゆる人が集い共に生きるまちを目指します。

※ 国立市が市政を行う上で最上位に位置付ける、まちづくりの方針や考え方。第一期は昭和 51（1976）年に策定したものであり、現在は第五期の中にある。

②様々な当事者の意見を踏まえ、対話を通じて相互理解を深めるまち

市内には、様々な属性（人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他の経歴など）を持つ方々が生活を営んでおり、私たちは誰しもが、何かしらの当事者性を有しています。また、同じ属性の中でも個々に状況が異なっていたり、様々な考え方があったりする場合があります。それら多様な意見の一つ一つを大切に、対話を通じて相互に理解を深め合うまちを目指します。

③相互理解と協力により平和を希求するまち

多様な意見を大切にし、対話によって相互に理解を深めたり協力し合ったりすることを通じて、基本条例で示す「平和」（単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や抑

圧等の社会構造的な困難がなく、人々の間に不当な差別や暴力を容認しない意識と、他者への共感や互いの協力、対話といった行動が存在している状態のことを意味します)を希求するまちを目指します。

④人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまち

人権・平和の考え方は、時代と共に常に変化していることから、「一度学べばよい」ということではありません。また、人権・平和の尊重は、意識や理念に留まることなく、具体的な行動として実行してこそ、人権・平和のまちづくりにつながります。一人一人が子どもの頃から絶えず人権・平和について学び、知識と理解を深め、それを個人・組織の両方のレベルで行動に移し、そしてそれを周りの他者や次世代に継承する努力を行うことが重要です。これらの取組を積み重ねることにより、持続可能な人権・平和のまちを目指します。

この4つのまちを目指し取組を進める先にあるソーシャル・インクルージョンのまちは、まさに、人権尊重意識が文化として市民の中に根付いている状態のまちであり、市民の中からソーシャル・インクルージョンが沸き起こる地域が実現できるものと考えます。

ソーシャル・インクルージョンの推進へ

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長 炭谷 茂
(前国立市人権・平和のまちづくり審議会会長)

ソーシャル・インクルージョンの起源

今日、日本でのソーシャル・インクルージョンの普及に国立市が果たした役割は絶大です。

1990年代のヨーロッパは、失業者が増加する一方、地域での相互扶助機能が弱体化し、このため障害者、外国人、ホームレスなど社会にとって異質な人たちが、排除されるようになりました。

これを改善するためヨーロッパ各国では、誰一人取り残されることなく、地域の一人として暮らせる社会づくりを目指すソーシャル・インクルージョンの理念が掲げられました。これを実現するために法律を制定し、教育、就労、福祉、住宅、レクリエーションなど多様な政策を推進し、成果をあげました。

今ではソーシャル・インクルージョンの理念は、世界各国で導入され、障害者権利条約やSDGs（国連の持続可能な開発目標）に導入されています。

日本での広がり

日本でもヨーロッパと同様な状況が生じました。日本の事情を反映して障害者、難病患者、認知症高齢者、ひとり親家庭、引きこもりの人、DV被害者、同和関係者、在日コリアン、ホームレス、元受刑者などたくさんの方が社会から排除されたり、孤立するようになりました。

しかし、日本では問題意識が希薄で、ソーシャル・インクルージョンに対する理解は、一向に進みませんでした。この閉塞状況を打破したのは、国立市です。日本で初めて2019年4月にソーシャル・インクルージョンを中核にした「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行しました。その後中央官庁や自治体では取組が推進されることとなります。

ソーシャル・インクルージョンを地域で定着・発展させるには、行政、企業、団体、教育機関等すべての組織が参加し、住民一人ひとりが自発的に参加しなければ成果は得られません。幸い国立市では年月を重ねて形成された人権土壌があります。これを基盤にし、日本のソーシャル・インクルージョンの旗手としてヨーロッパに負けない成果をあげられることを期待しています。

第3章 現状と課題及び主な取組

1 人権意識の醸成のための様々な取組

(1) 学校や地域における効果的な人権教育・啓発

①学校における取組

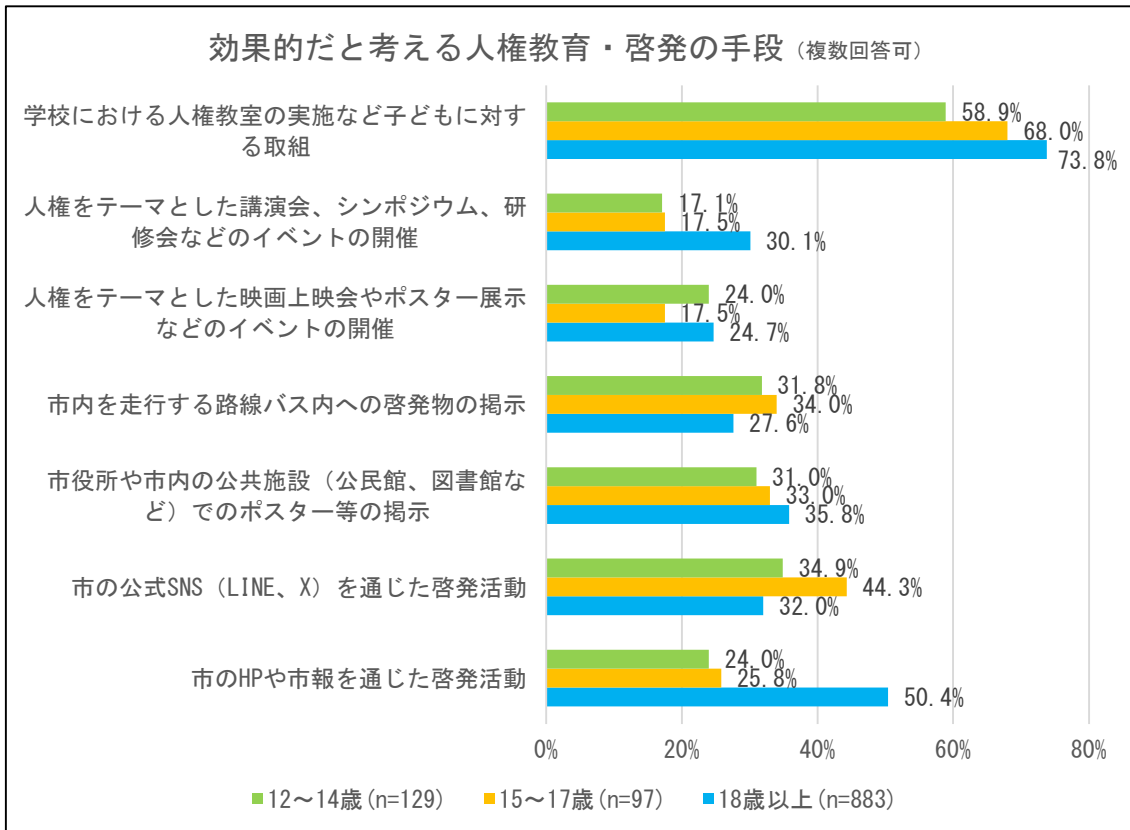
○現状と課題

学校においては、学校の創意工夫の下、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探求）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特性を踏まえつつ、教育活動全体を通じて人権教育の充実を目指した教育課程が編成され実施されているところです。また、人権施策の主管課である政策経営部市長室においては、他部署や教育部局との連携の下、市内の学校において「人権出張授業」を実施しており、様々な人権課題の当事者、人権擁護委員、市役所職員等が講師を担い、事前に学校との調整を行いながら創意工夫の下で取り組んでいます。

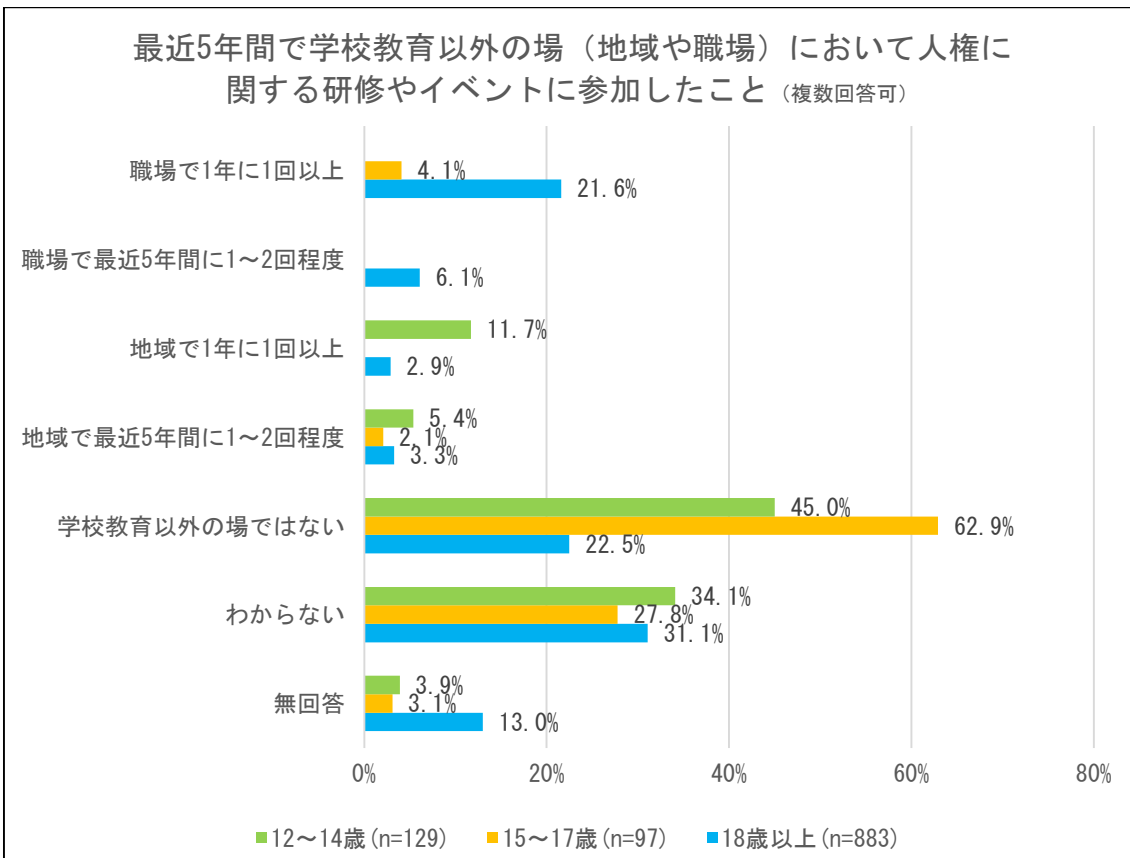
市民意識調査では、効果的だと考える人権教育・啓発の手段として、学校における子どもたちへの取組という回答が最も多い結果となっています。また、最近5年間の学校教育以外の場（地域や職場）における人権に関する研修を受けたりイベント等に参加したりした経験について調査したところ、多くの方が学校教育以外で人権に関する研修を受けたりイベント等に参加したりした経験が無い状況であり、学校教育における子どもたちへの人権教育の一層の充実が課題となっています。

児童・生徒が多様な地域の人と出会い関わりを持つことは、人権尊重意識の醸成において大変有効な取組であるとともに、地域への愛着やあらたな魅力発見にもつながることであるため、関係各所との連携の上、学校における取組を推進します。

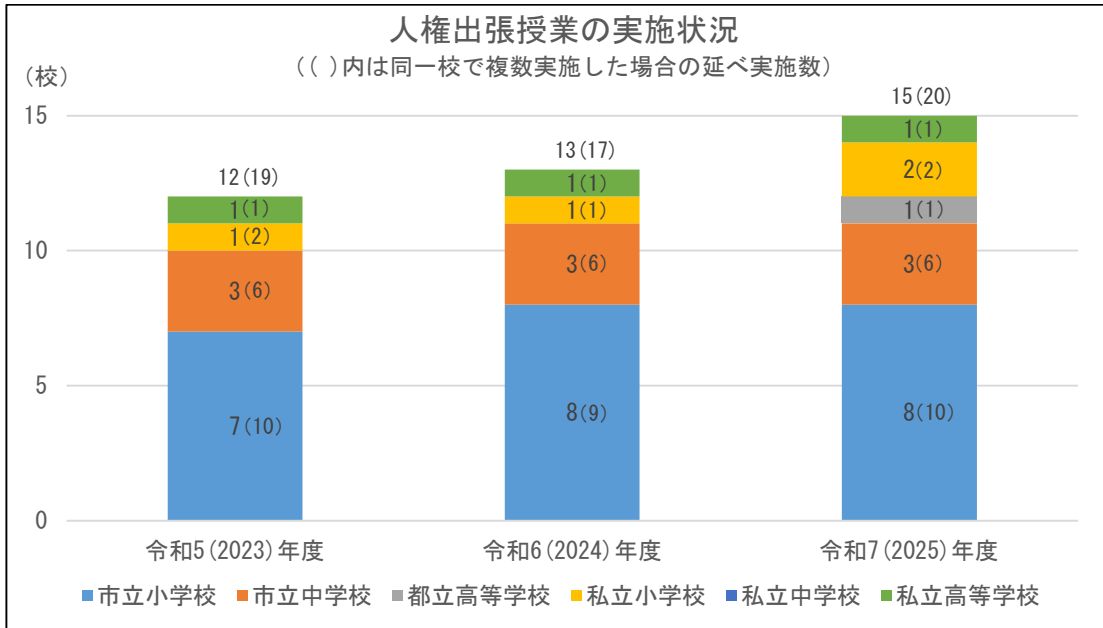
(参考：市民意識調査より)



(参考：市民意識調査より)



(参考：実績を基に作成)



○主な取組

ア. 児童・生徒を対象とした人権出張授業の実施	
主な担当部局：市長室、児童青少年課、オンブズマン事務局、教育指導支援課	
取組内容	様々な人権課題の当事者を含む講師を学校に派遣し、児童・生徒を対象とした人権出張授業を計画的に行います。
取り組む上で の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の当事者が自らの言葉で直接伝える機会を大切にすること。 ・講師側、児童・生徒側の両方にとって、安全が守られた中で安心して事実を隠さずに語る環境を整えること。 ・低学年を含め様々な学年で実施し、発達段階や教育課程を踏まえた取組とすること。 ・学校及び教育部局との連携の下で計画的に実施すること。 ・東京都が行う講師派遣制度や法務局が行う人権教室と連携した取組とするなど、関係機関との連携・協力により幅広い人権課題について児童・生徒に伝える工夫を行うこと。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全公立小中学校において毎年1回以上実施します。 ・市内に在所する私立学校及び都立学校へも積極的に働きかけ実施します。

イ. 教職員向け人権研修や啓発等の実施	
主な担当部局：市長室、児童青少年課、教育指導支援課	
取組内容	教職員が高い人権意識を持ち教育活動に従事することができるよう、教職員向けの人権研修や啓発等を行います。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育部との連携の下で、計画的に実施すること。 ・東京都が行う講師派遣制度や、法務局が行う人権教室と連携した取組とするなど、関係機関との連携・協力により幅広い人権課題について教職員に伝えることができるよう工夫を行うこと。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象とした研修を毎年1回以上実施します。 ・市内の公立小中学校における人権教育が一層図られるよう、各校に配置されている人権教育担当教員間での情報共有等を積極的に行います。 ・啓発事業に関する教職員向けの周知を積極的に行います。

ウ. 法務局や人権擁護委員と連携した取組の実施	
主な担当部局：市長室	
取組内容	法務局や人権擁護委員が実施する児童・生徒を対象とした人権啓発活動に市として積極的に関わり、児童・生徒の学びが深まるよう工夫を行います。また、児童・生徒が人権について学んだり考えたりしたことを互いに学び合ったり広く市民等へ周知する機会を創出します。
取り組む上での留意点	・学校や教育部局と連携して、効果的な取組となるよう工夫を行うこと。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした「人権の花運動」「こどもたちからの人権メッセージ発表会」、中学生を対象とした「中学生人権作文コンテスト」を実施します。 ・小中学生が人権について互いに学び合ったり、小中学生が考えたことを広く市民に周知する取組を毎年実施します。

人権擁護委員をご存知ですか？！

人権擁護委員は、人権に関する相談パートナーとして、問題解決のお手伝いをしたり、みなさんに人権について関心を持ってもらえるような広報活動をボランティアとして行っている方々で、全国で約 14,000 人が活動しています。

国立市では、令和 8（2026）年 3 月現在 5 人が、主に次のような活動を東京法務局府中支局や市の人権施策主管課と連携しながら取り組んでいます。

人権相談

毎月一回、市役所において市民からの人権に関する相談をお受けし、問題解決に向け一緒に考える取組を行っています。

人権の花運動

子どもたちが互いに協力しながら、花の種子や球根などを育てることを通して、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育みやさしさと思いやりの心を養うことを目的として市内の小学校で実施しています。



人権メッセージ発表会

小学生が日頃思っていること、悩んだこと、励ましになった体験などから、基本的人権を尊重することの重要性、必要性について考えてもらうことを目的に実施しています。市代表となった児童に対して国立市人権擁護委員賞を授与するとともに、多摩東地区の 13 市合同で行われる発表会に参加しています。

中学生人権作文コンテスト

日常の家庭生活や学校生活等の中で学んだり考えたり体験したりことに基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に実施しています。特に優れた作文に対して、国立市人権擁護委員賞を授与しています。

人権教室

いじめ、国籍や民族、ジェンダー平等など様々な人権問題について考えることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶことを目的に、市内の小中高等学校で実施しています。

～人権教室を実施して～

国立市人権擁護委員

先日、市内のある小学校で人権教室を実施しました。

テーマは「身近に人権を感じてみよう!」。動画を視聴してから、次のことについて子どもたちに意見を聞きました。

○どこから"男らしさ・女らしさ"を見聞きするか

(児童の回答) 本、テレビ、アニメなどのメディア/SNS/周りの大人/
親/友人/昭和の人

○男女の違いが決められているもの

(児童の回答) 防災頭巾/トイレの標識の色/制服/身体づくり

○イメージとして作られているもの

(児童の回答) 女子は字がうまい/男子は外遊び、女子は室内遊び/服装
/髪型/キャラクター

1つ目の意見が多かったのが「周りの大人」「親」「昭和の人」です。

そして、違いが決められているものとして、トイレの標識の色、制服など、大人が決めているものばかりです。それらは強弱はあれど、子どもたちに対して"強制的に決めつけられている"ものとなっているようです。

大人が全て悪いわけでもないし、大人のお考え方が全て間違っているとも思いません。しかし、今、子どもたちは、こうした人権教育を受けていて、こういった考え方を持っていますということ、多くの大人に知っていただきたいと思います。そして、その子どもたちに掛ける言葉を日常的に考えていただけるといいなと思います。

②地域における取組

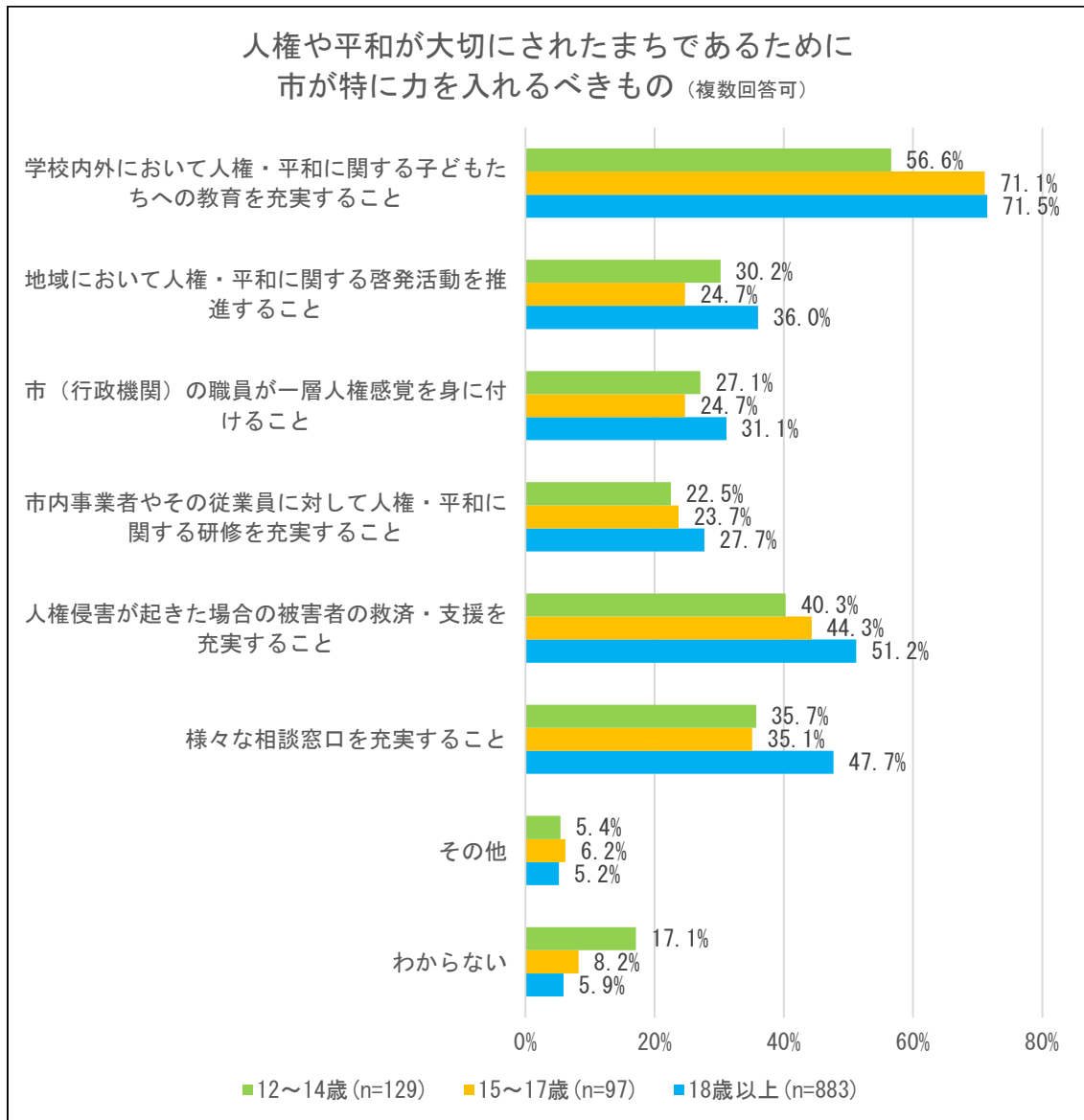
○現状と課題

世界人権デー（12月10日）及び国で定める人権週間（12月4日～10日）の時期に合わせ、市では「くにたち人権月間」と題し、様々な人権課題をテーマとした啓発事業（講演会、シンポジウム、映画上映会、パネル展示、ワークショップ等）を令和3（2021）年度から人権課題の当事者等と協働して行っています。また、女性に対する暴力撤廃と児童虐待防止に関する啓発を目的とした「W（ダブル）リボンキャンペーン」を毎年行うほか、くにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）において「くにたちジェンダー平等推進月間」（毎年5月）、「アライウィークくにたち」（毎年11月）、「ミモザウィークくにたち」（毎年3月）などの啓発活動を行っています。さらに、児童青少年課やオンブズマン事務局における子どもの権利に関する啓発事業、公民館における人権を学習テーマにした主催講座など、様々な部署が人権意識の醸成の観点を踏まえ積極的に事業を実施しているところです。

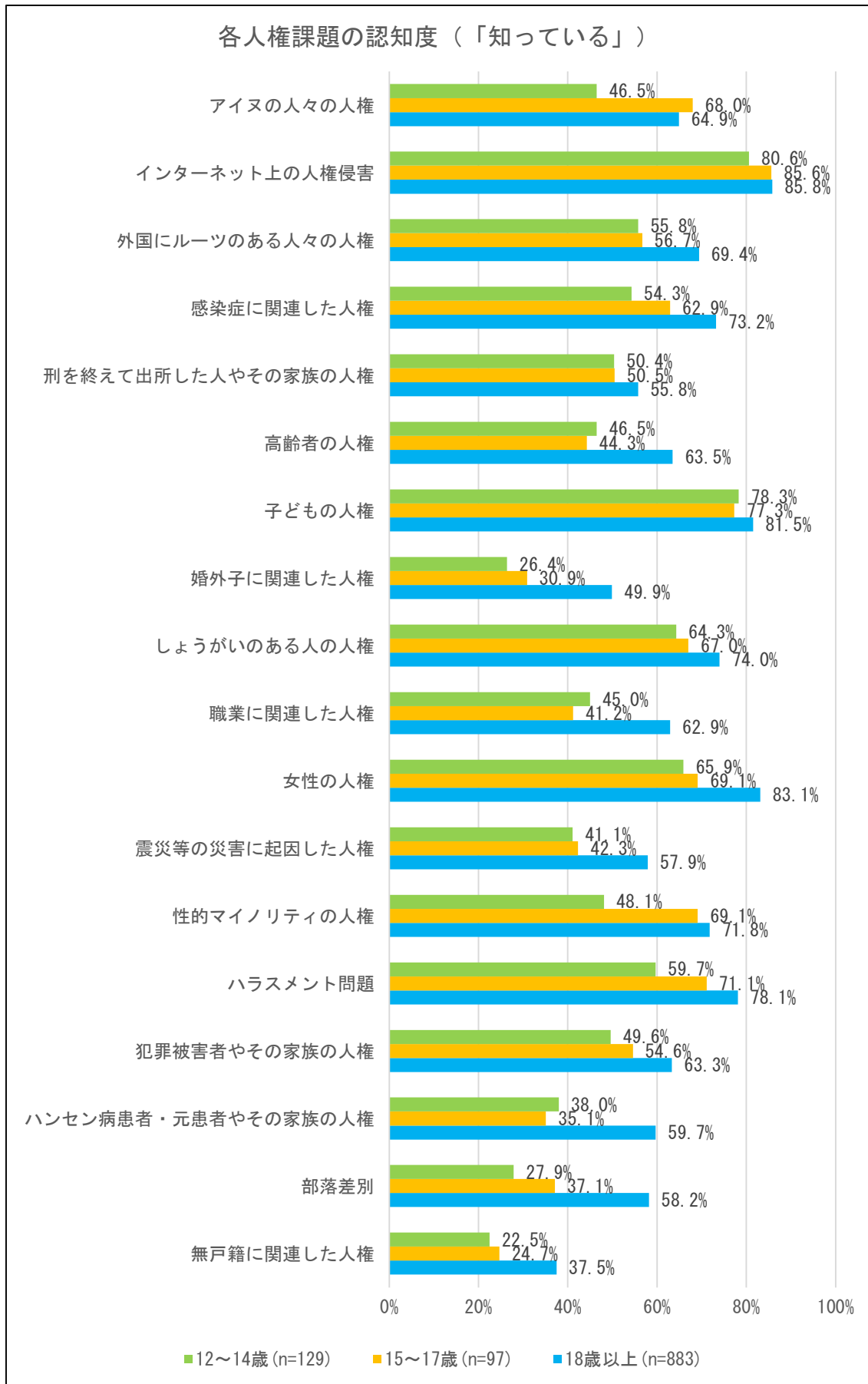
多くの人々が学校教育以外の場で人権に関する研修を受けたりイベント等に参加したりした経験が無い状況下、学校教育における人権教育の充実とともに地域における取組の充実が重要であり、学校・地域全体で人権尊重の意識を高めていく必要があります。

また、人権は誰しものが生まれながらにして有しているものであり「差別は許されない」という人権尊重の本質は変わらないものの、人権に関する考え方は時代と共に変化しており、価値観の多様化や科学技術の発展等によって新たな人権課題（多様な働き方に関する問題、カスタマーハラスメントの問題、AIの普及によって生じる問題、ゲノム情報（遺伝情報）に関連して生じる問題など）も顕在化しています。さらに市民意識調査では、様々な人権課題について、分野ごとの認知度に差があることが判明しています。これらのことから、日常的に絶えず様々な人権について学ぶことができる仕組みを整えることが重要となっています。あらゆる創意工夫を行いながら地域における取組を推進します。

(参考：市民意識調査より)



(参考：市民意識調査より)



○主な取組

ア. 様々な人権課題をテーマとした啓発活動の実施	
主な担当部局：市長室、児童青少年課、オンブズマン事務局、公民館、図書館	
取組内容	人権週間の時期にあわせた取組など、様々な機会を捉えて広く市民を対象とした啓発事業を実施します。
取り組む上で の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や映画上映会などに加え、例えば人権について学ぶことができるクイズ形式のイベントや楽しみながら参加できる検定制度など、誰でも気軽に参加できる参加型の企画を充実させること。 ・これまで参加したことのない人が参加しやすい取組を充実させること。 ・伝えたい内容や伝える対象等を踏まえた効果的な手法を用いること。 ・特定のテーマに偏ることなく、様々な人権課題をテーマとすること。一方で、地域における具体的な課題等を踏まえた取組も重要であること。 ・庁内の様々な部署及び東京都や関係団体等と連携し、幅広い視点で啓発活動を行うこと。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば「くにたち人権月間」など、様々な人権課題をテーマとし、より多くの市民等が参加することができる啓発事業を毎年実施します。 ・人権施策の主管課である政策経営部市長室以外の部署においても、人権啓発の観点を踏まえた個別テーマでの啓発事業や学習講座等を毎年実施します。

イ. 人権に関する情報収集及び発信	
主な担当部局：市長室	
取組内容	人権に関する様々な情報に、市民等が日常的にアクセスして人権について学ぶことができる環境を構築します。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・市がこれまで様々な人権課題の当事者等と共に取り組んできた取組を次世代へ伝え継ぐことが重要であること。 ・人権に関する様々な情報をいつでも見て学ぶ事ができるという意味で「人権博物館」というキーワードを念頭に置きつつ、単に施設へ資料を展示するだけではない効果的な機能（仕組み）について検討すること。 ・様々な情報をデジタルアーカイブ化して活用するなど、インターネットを活用した手法も含め検討すること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の当事者が経験した差別の実態や差別のない社会への思いなどのお話について記録化する取組を進めます。 ・国内外の人権・平和に関する動向や特徴的な司法判断など様々な情報を収集します。 ・市のホームページ等を効果的に活用し、人権に関する情報の発信に積極的に取り組みます。

(2) 関係機関・団体及び企業等と連携した取組

① 関係機関・団体との連携

○現状と課題

人権意識の醸成のための様々な取組の推進に当たっては、これまでも、国や東京都、法務局などの関係機関・団体との連携の上、より効果的な取組となるよう努めています。引き続き、日頃から積極的に情報交換を行うなど関係性の構築及び強化に努め、それぞれの強みを最大限に生かした取組を推進します。

○主な取組

【再掲】

ア. 法務局や人権擁護委員と連携した取組の実施	
主な担当部局：市長室	
取組内容	法務局や人権擁護委員が実施する児童・生徒を対象とした人権啓発活動に市として積極的に関わり、児童・生徒の学びが深まるよう工夫を行います。また、児童・生徒が人権について学んだり考えたりしたことを互いに学び合ったり広く市民等へ周知したりする機会を創出します。
取り組む上での留意点	・学校や教育部局と連携して効果的な取組となるよう工夫を行うこと。
具体的な方策	・小学生を対象とした「人権の花運動」「こどもたちからの人権メッセージ発表会」、中学生を対象とした「中学生人権作文コンテスト」実施します。 ・小中学生が人権について互いに学び合ったり、小中学生が考えたことを広く市民に周知する取組を毎年実施します。

②企業等との連携

○現状と課題

企業における人権尊重への取組については、他社との調整や原材料の調達から取り扱う商品の廃棄に至るまでの一連の全ての企業活動において、関わる人々の人権の尊重が大切であるということが国際的にも広く認識されつつあります。企業には人権デュー・ディリジェンス[※]の実施が求められており、国においても、行動計画の策定や啓発事業が行われています。

人権デュー・ディリジェンスを実施していくためには、まずは様々な人権課題の実態等について理解を深めることが重要であり、企業内の一人ひとりがその知識や人権尊重の意識を具体的な行動や企業活動で実践していくことが求められます。

市が令和 6（2024）年度に市内に在所する事業所を対象として行った人権・平和のまちづくりに関する調査では、企業内において独自に人権に関する研修を行ったり、外部機関の行う研修を活用した取組を行ったりしている状況がわかったほか、人権に配慮した職場環境の整備や働き方に関する制度の構築に取り組んでいる事業所があることがわかりました。一方で、市に対する従業員向け人権研修の希望や、

啓発資料を作成・配布して欲しいといった希望があるほか、職場における様々な人権上の悩みを抱えていらっしゃることもわかりました。人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市内の事業所に勤務する人々にも市の人権に関する考え方を理解いただくとともに、様々な人権課題について知識を深めていただくことが重要です。また、例えばSDGsの観点で優れた取組を既に行っている市内の企業等との連携による啓発活動など、より質の高い取組につなげることも重要であり、企業等との関係性構築に積極的に努め、連携した取り組みを推進します。

※ 企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。（「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」令和2年10月 ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議より）

○主な取組

ア. 企業等を対象とした人権研修や意見交換の実施	
主な担当部局：市長室	
取組内容	企業等に対して、様々な人権課題の実態や市の人権・平和のまちづくりに関する状況等について理解を深めていただくことを目的とした人権研修や、職場における人権の観点での悩み等についての意見交換等を行います。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な企業等（社会福祉施設などを含む）と関係構築すること。 ・人権を尊重した取組を行うことが企業等にとってインセンティブとなるような仕組みが重要であること。 ・単に意識の向上のみを目的とせず、具体的な企業等の活動につなげることを目的として実施すること。
具体的な方策	・企業等に積極的な働きかけを行い、個々の状況に合わせた研修や情報・意見交換を実施します。

イ. 企業等と連携した啓発活動の実施	
主な担当部局：市長室	
取組内容	市内に在所する事業所など企業等と連携し、企業の持つ様々なノウハウやツールを活用した啓発活動に取り組みます。
取り組む上での留意点	・ 様々な企業等と関係構築により取り組むこと。
具体的な方策	・ 例えば「くにたち人権月間」など、啓発事業を行う際に企業等と連携した効果的な取組を実施します。

2 救済と相談

(1) 救済

○現状と課題

「救済」を広義の概念で捉えた場合、人権侵害が発生した後のその行為の停止等の対応や再発防止、人権侵害が発生する恐れの高い場合におけるその防止、被害者が望む安心した日常生活を送るための相談支援などの個別的な救済と、一般施策として行う人権教育・啓発とが考えられます。

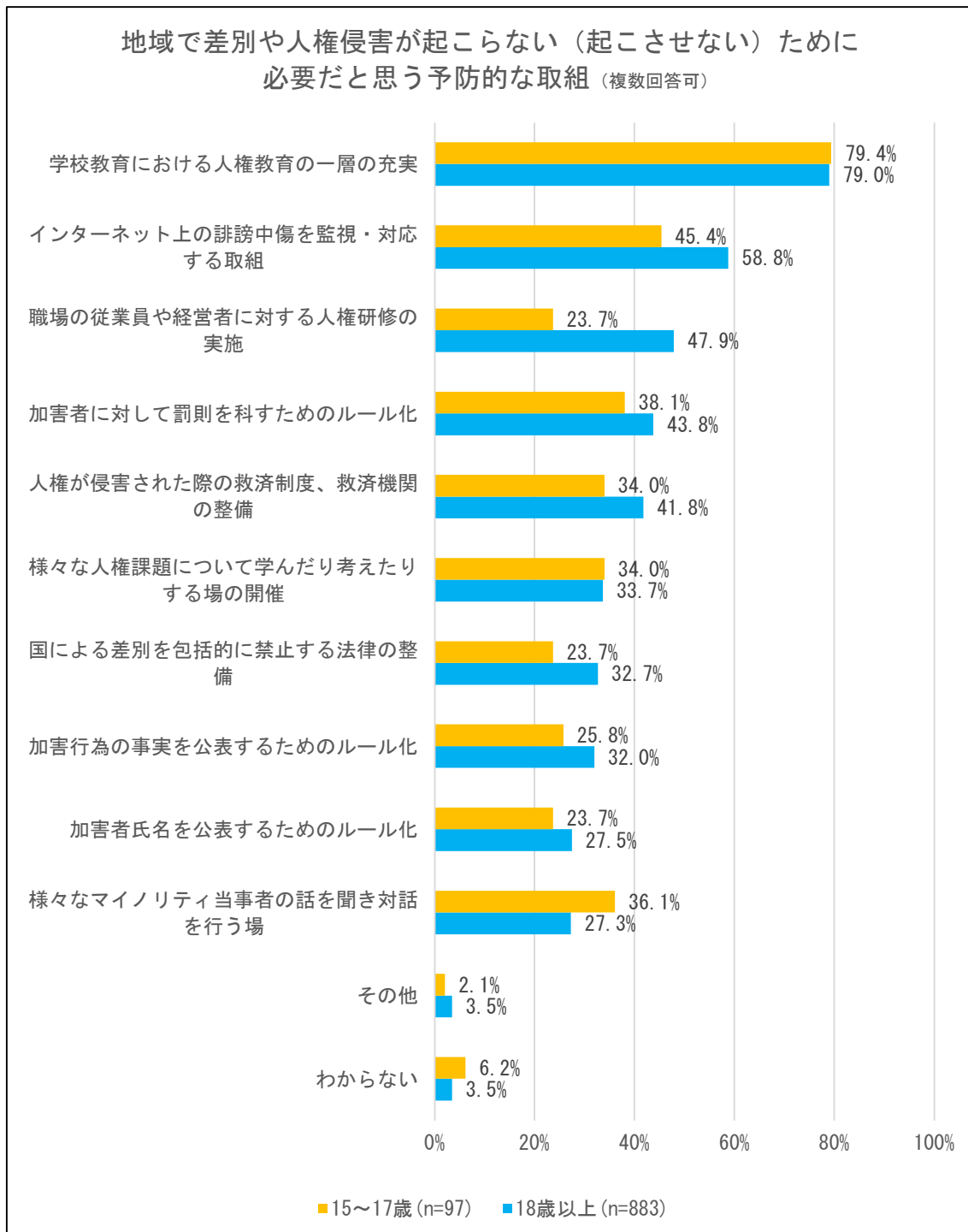
個別的な救済に関して、現在市においては、人権施策の主管課である市長室において市民等からの人権に関する相談を受け、必要に応じて庁内の関係部署や関係機関・団体等と連携しながら対応を行っています。

国内の一部自治体においては、地域における人権課題の実態等を踏まえた対応として、人権侵害を行った（又は行う恐れのある）者に対する具体的な関与（助言、あっせん、勧告、公表、罰則等）について規定した条例を制定している自治体もあり、独自に設置した第三者機関による判断を踏まえた対応が行われている場合もあります。また、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、差別を助長する表現内容などの早期発見・拡散防止を目的としたモニタリングを実施し、人権侵害だと判断した場合には法務局等へ削除要請を行っている自治体もあります。

市民意識調査では、地域で差別や人権侵害が起こらない（起こさせない）ための予防的な取組として、加害者に対する罰則を含む一定の救済制度が必要だという回答も一定数ありましたが、最も多かった意見は学校教育における人権教育の一層の充実についてであり、基本条例や基本方針におけるソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえた個別救済の対応が必要となっています。

人権侵害を受けた人が一日も早く不安のない日常生活を取り戻すことができるよう、地域の実情等を踏まえ、関係機関・団体等と連携して取り組む必要があります。

(参考：市民意識調査より)



○主な取組

ア. インターネットを含めた様々な情報媒体における不当な差別的 content の拡散防止に向けた取組	
主な担当部局：市長室	
取組内容	国立市に係る、インターネットを含めた様々な情報媒体における不当な差別的 content [※] について、その拡散防止のために必要な取組を検討・実施します。
取り組む上での留意点	・他自治体における同様の取組状況等も参考としながら、適切な取組について検討を進めること。
具体的な方策	・被害を受けた市民等から相談を受けた場合に、その状況等に応じた各種相談・通報窓口の紹介等、必要な支援を行います。

※不当な差別的 content について

基本条例では、全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しようがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず個人として尊重されなければならない（第2条）、何人も、それら属性を理由とした差別（不当な差別）を行ってはならない（第3条）と規定しています。

イ. 個別救済の在り方に関する検討	
主な担当部局：市長室	
取組内容	相談体制等の個別救済の在り方について、国の法整備の状況や他自治体の動向、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて審議会への諮問を行うなど検討を進めます。
取り組む上での留意点	・司法との役割分担など、行政機関として市が対応すべき内容を具体的に整理すること。
具体的な方策	・ソーシャル・インクルージョンを基本理念として掲げる自治体としてどのような個別救済の在り方が適切か、地域の状況や国・他自治体の動向等も踏まえつつ検討を進めます。

（2）相談支援

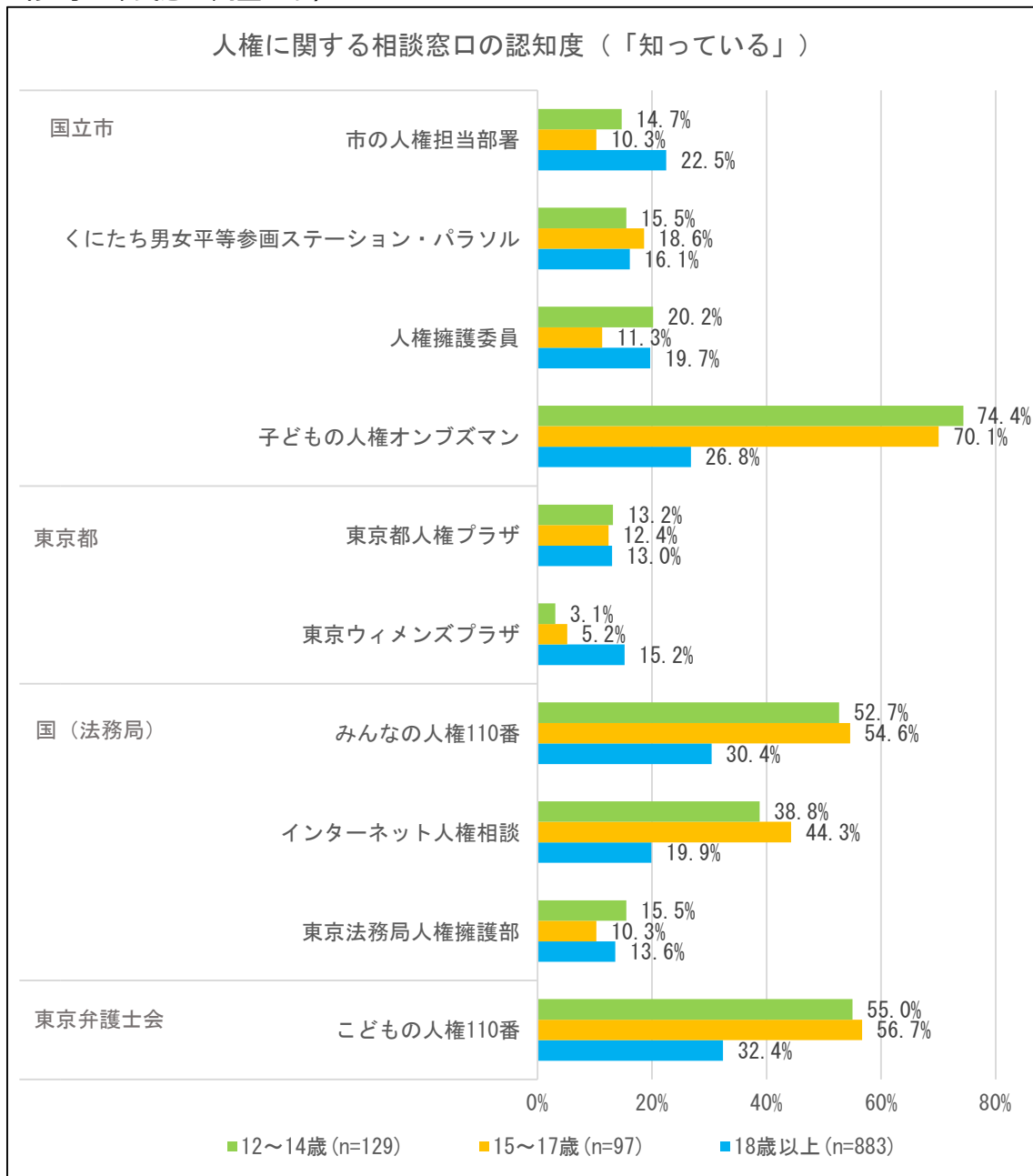
○現状と課題

人権に関する相談支援については、人権施策の主管課である市長室において、市民等からの相談を受け庁内関係部署や関係機関・団体等との連携の上で対応を行う

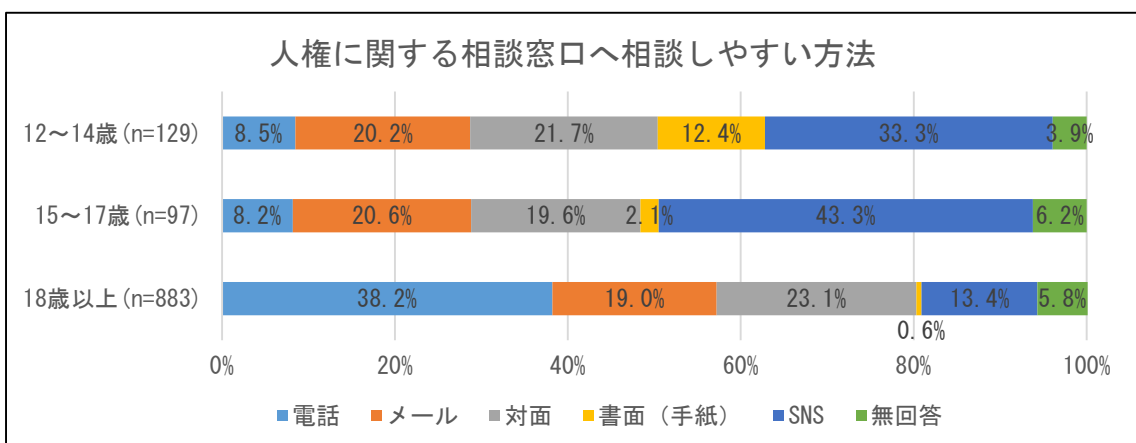
ています。また、国立市の人権擁護委員による特設の人権相談を毎月一回市役所内で実施しているほか、くにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）において、生きづらさを抱える方からの相談を受けたり、カウンセラーや弁護士等の専門家による相談支援（法律相談、SOGI（ソジ）相談等）を行っています。さらに、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、平成 29（2017）年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、子どもの人権オンブズマンが相談・啓発を行っています。加えて、子どもを取り巻く様々な課題を解決し、全ての子どもが自分らしく幸せに生きる・育つことが実現できるよう、子どもの権利について規定した「国立市子ども基本条例」を令和 7（2025）年 4 月に施行し、子どもの意見が尊重される環境づくりや子どもが相談しやすい環境づくりを進めています。条例策定においては、子どもの意見を大切にするため、500 人を超える子どもに対し市職員が直接出向いて声を聴く取組を行いました。

一方、市民意識調査では、上記のような相談窓口について、まだまだ市民に認知されていない状況が判明しており、一層の周知が課題となっています。また、悩みを抱えた時に相談しやすい方法についても様々な手法のニーズがあり、より多様化・複雑化・複合化する相談に迅速に対応していくための適切な相談体制や、SNS 等インターネットを活用した利便性の高い相談方法等について、検討を進めることが必要となっています。

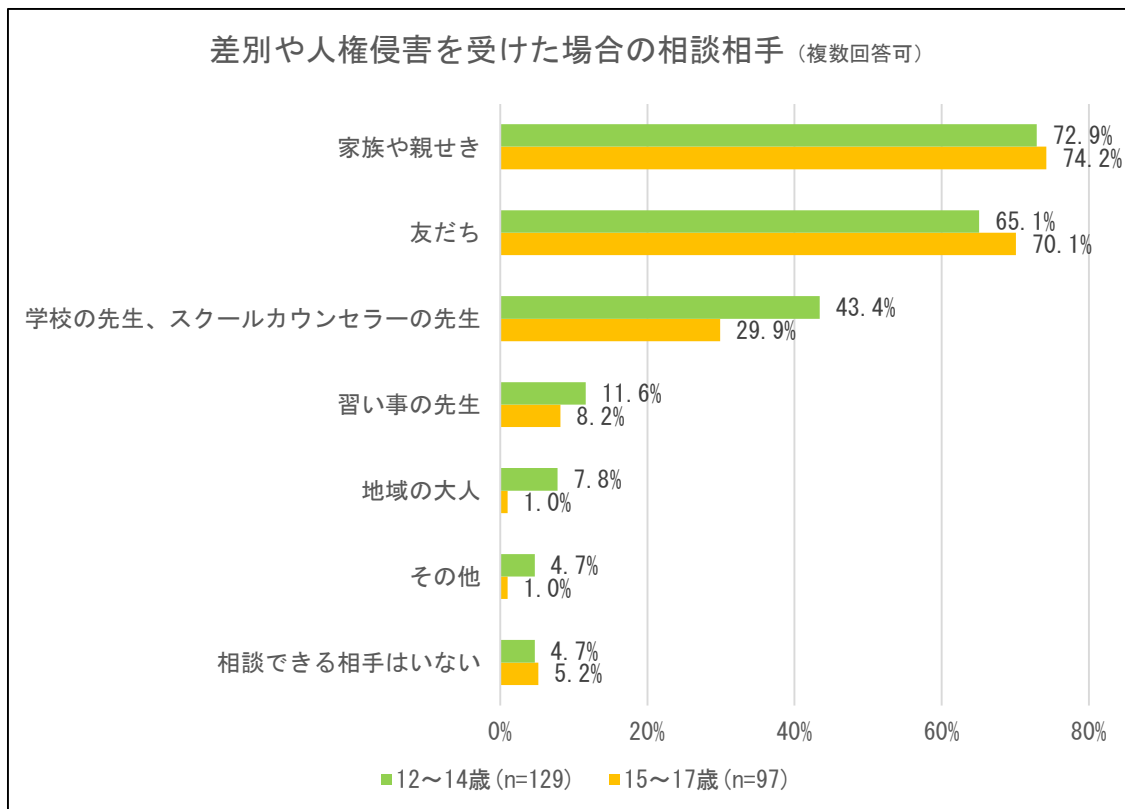
(参考：市民意識調査より)



(参考：市民意識調査より)



(参考：市民意識調査より)



○主な取組

ア. 人権に関する相談への対応	
主な担当部局：市長室、児童青少年課、オンブズマン事務局	
取組内容	子どもを含め、市民からの人権に関する相談へ庁内関係部署や関係機関・団体等との連携の上対応します。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・表面化しにくい課題があることや、社会的孤立に陥っている人がいることを認識し、相談まで辿り着かない事案があることを念頭に入れた積極的な相談支援を行うこと。 ・悩みを抱えた時に子どもが安心して相談できる体制の構築が重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や人権侵害で悩みを抱える方に対する相談支援を市長室において行います。 ・子ども人権オンブズマンにおいて、子どもたちからの様々な悩み相談等へ対応します。 ・子ども関連施設における窓口の明確化など、子どもが自分の意見を表明しやすい・相談しやすいアクセス環境を充実します。

イ. 人権擁護委員と連携した人権相談への対応	
主な担当部局：市長室	
取組内容	人権擁護委員による市民向け人権相談（「特設相談」）を毎月実施します。また、人権擁護委員の日（6月1日）にあわせた特別相談を人権擁護委員や法務局と連携して実施します。
取り組む上での留意点	・市民に分かりやすい周知が必要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による「特設相談」を定期的 to 実施します。 ・人権擁護委員の日（6月1日）に合わせた特別相談を実施します。 ・人権擁護委員の存在や相談活動について、市報や市ホームページ等を活用して広く周知します。

ウ. 相談窓口の効果的な広報	
主な担当部局：市長室	
取組内容	相談窓口を広く市民にわかりやすく周知します。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事例や相談実績をわかりやすく示すなど、安心して相談できる場所であるということがわかるよう周知を行うことが重要であること。 ・特に子どもたちに対しては、より丁寧でわかりやすい周知が重要であること。
具体的な方策	・市報や市ホームページ、市公式 SNS、啓発事業など、様々な機会を捉えてわかりやすく周知します。

工. 適切な相談体制の在り方に関する検討	
主な担当部局：市長室	
取組内容	一層の適切な相談体制の構築に向けた相談窓口の在り方に関する検討を行います。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門知識と豊富な相談支援経験を有する相談員の配置を含めた検討を行うこと。 ・ SNS 等インターネットを活用した相談支援も含め、様々な手法について検討すること。
具体的な方策	・ 相談実績等の状況を踏まえ、より安心して利用しやすい相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。

3 インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題への対応

○現状と課題

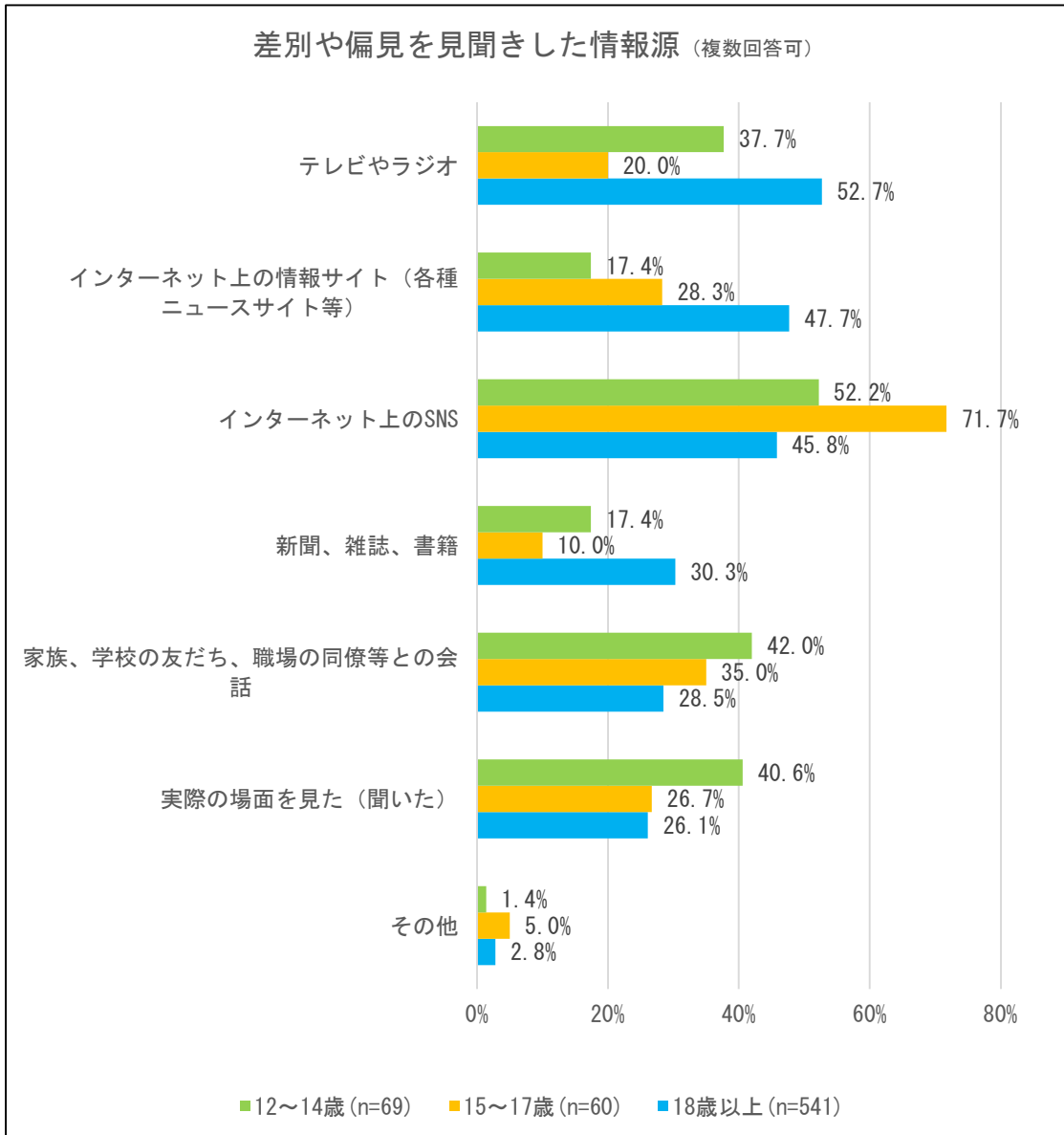
人々の情報発信や表現行為の在り様は多種多様化しており、誰もが容易に・瞬時に・幅広く・様々な情報媒体で表現や情報発信を行いそれを拡散することができる時代となっています。しかし、こうした状況は表現の幅を広げ生活を豊かにする側面がある一方で、昨今、特にインターネット上における誹謗中傷、差別を助長する表現、プライバシー侵害などの人権問題が社会的に大きな問題となり深刻化しています。また、例えば災害時に真偽の定かではない情報が SNS 等で拡散され、多くの方がその情報を信じたという調査結果もあります。インターネットは生活をより豊かにする反面、その強い伝播性や匿名投稿が可能であるという側面から、誤った情報や差別的な情報、人権侵害になりかねない情報も瞬時に拡散するとともに、一度拡散してしまった情報は完全に削除したり正しい情報を浸透させたりすることが難しく、さらに、インターネット上の人権問題はネット上だけの問題に留まらず、その真偽の定かでない情報の下に現実社会において痛ましい事件に繋がってしまうような状況も発生しています。このような状況下、国による法整備や啓発活動が進められるとともに、東京都をはじめ多くの自治体において対策が講じられ始めているところです。

市民意識調査においては、インターネット上で差別や人権侵害を見たことがある市民が一定数いらっしゃる事が判明しているほか、実際にインターネット上で被害を受けたことがあると回答した市民もいらっしゃる状況であり、誰もが突然にインターネット上での差別や人権侵害を受ける可能性があります。またそれと同時に、インターネットを日常的に使用する私たちは、意図せず自らがその加害者となる可能性もあります。

インターネット上の人権問題が社会的な課題となる中、国内の一部自治体においては、拡散防止を目的としたインターネット上のモニタリングに取り組み、人権侵害事案については法務局等へ削除要請をするなどの対応を行っている自治体もあります。国立市においても、市に関係するインターネット上の不当な差別的内容の拡散防止に向けた対応とともに、インターネットに限らず、過去市内で起こった不当な差別事案等も踏まえ、様々な情報媒体による市に関係する不当な差別的内容について、その拡散を防止することで市民の安心安全な生活を守る取組が必要不可欠

となっています。

(参考：市民意識調査より)



○主な取組

【再掲】

ア. インターネットを含めた様々な情報媒体における不当な差別的内容の拡散防止に向けた取組	
主な担当部局：市長室	
取組内容	国立市に関係する、インターネットを含めた様々な情報媒体における不当な差別的 content [※] について、その拡散防止のために必要な取組を検討・実施します。
取り組む上での留意点	・他自治体における同様の取組状況等も参考としながら、適切な取組について検討を進めること。
具体的な方策	・被害を受けた市民等から相談を受けた場合に、その状況等に応じた各種相談・通報窓口の紹介等、必要な支援を行います。

※不当な差別的 content について

基本条例では、全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しようがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず個人として尊重されなければならない（第2条）、何人も、それら属性を理由とした差別（不当な差別）を行ってはならない（第3条）と規定しています。

イ. インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題に関する啓発活動の実施	
主な担当部局：市長室	
取組内容	インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題について、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることから、広く啓発事業を実施し一人ひとりの行動変容を促します。
取り組む上での留意点	・児童・生徒が情報リテラシーを身に付けるための学校教育における取組も重要であること。
具体的な方策	・例えば「くにたち人権月間」などの啓発事業において、インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題をテーマとした催しを実施します。 ・様々な機会を捉え、啓発に資する資料提供等を行います。

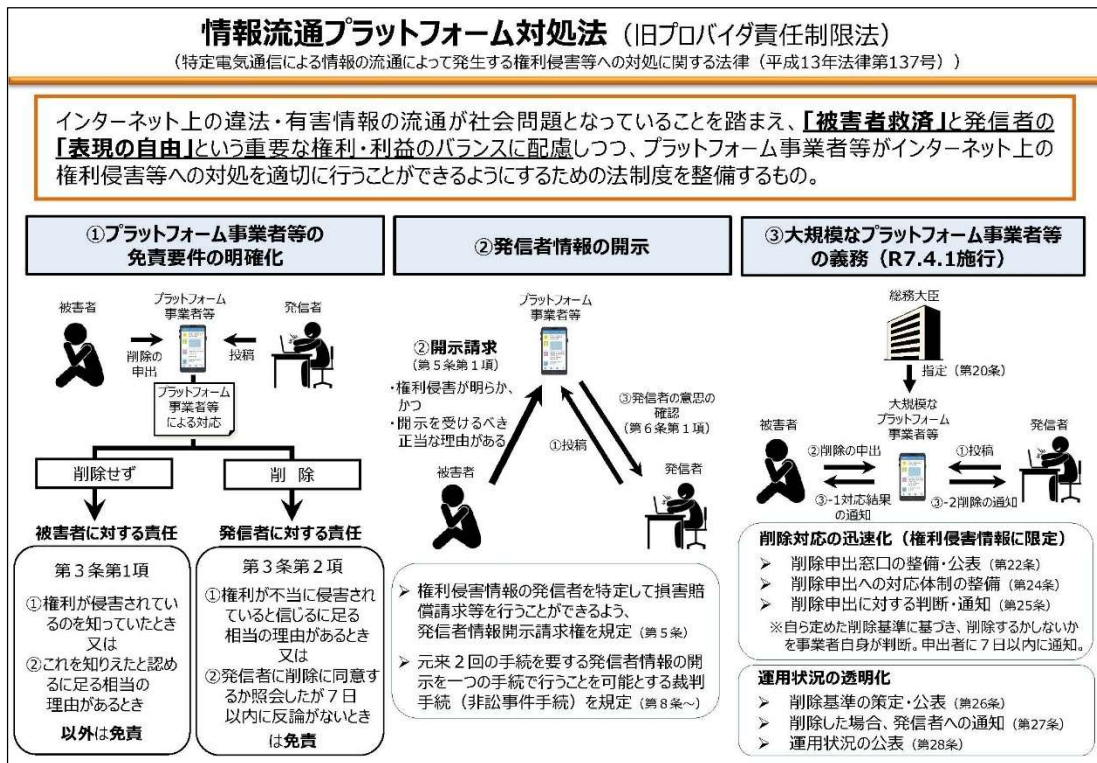
【再掲】

ウ. 相談窓口の効果的な広報	
主な担当部局：市長室	
取組内容	相談窓口を広く市民にわかりやすく周知します。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none">・相談事例や相談実績をわかりやすく示すなど、安心して相談できる場所であるということがわかるよう周知を行うことが重要であること。・特に子どもたちに対しては、より丁寧でわかりやすい周知が重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none">・市報や市ホームページ、市公式 SNS、啓発事業など、様々な機会を捉えてわかりやすく周知します。

情報流通プラットフォーム対処法 (通称「情プラ法」)

正式名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(平成13年法律第137号)。

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置を義務付ける法改正が行われるとともに、法律名がプロバイダ責任制限法(正式名:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)から改められました(施行日:令和7(2025)年4月1日)。



総務省ホームページより

https://www.soumu.go.jp/main_content/000850215.pdf

4 人権に配慮した環境整備

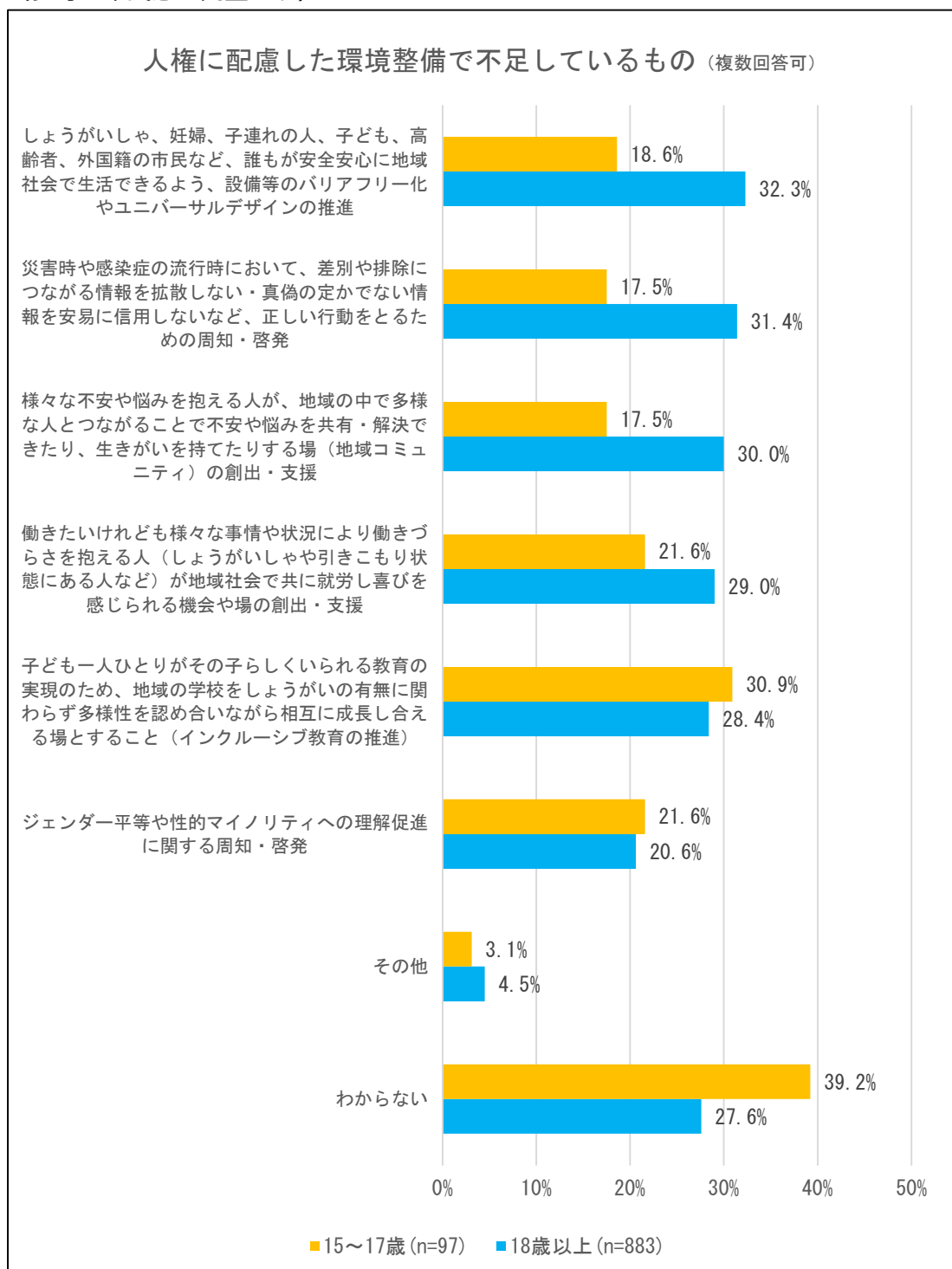
(1) 人権の視点での環境整備

○現状と課題

誰もが安心して地域で平穏な日常生活を送ることができる環境づくりのためには、私たち一人ひとりの身の回りにある様々な環境を人権尊重の視点であらためて捉え、必要に応じて見直していくことが重要です。

市民意識調査では、人権に配慮した環境整備で不足しているものとして、しょうがいしゃ、妊婦、子連れの人、子ども、高齢者、外国籍の市民など誰もが安全安心に地域社会で生活できるよう、設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が最も不足しているという回答だったほか、様々な環境整備が不足していると感じている市民が多くいらっしゃる状況がわかっています。

(参考：市民意識調査より)



○主な取組

ア. 地域コミュニティ等との連携及び支援	
主な担当部局：高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課、児童青少年課、まちの振興課、公民館	
取組内容	地域コミュニティ（自治会・町内会・地域における共同体）や市民活動団体など課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域課題の解決を図るとともに様々な不安や悩みを抱える人がその解決に向けて他の資源と繋がったり、学びを通じて生きがいを持ったりすることができるよう支援します。
取り組む上での留意点	・世代や属性を超えて交流できる居場所づくりと情報発信が重要であること。
具体的な方策	・活動拠点となるコミュニティ施設の利便性を高めるとともに、多様な主体の協働による取組や地域の人材・物資・資金・情報等を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。

イ. 多様な就労の場の創出	
主な担当部局：職員課、福祉総務課、しょうがいしゃ支援課	
取組内容	働きたいけれども様々な事情や状況により働きづらさを抱える人（しょうがいしゃやひきこもり状態にある人、生活困窮状態にある人等）を含め、多様な人が地域で共に就労し生きがいや喜びを感じることができる取組を推進します。
取り組む上での留意点	・東京都が推進するソーシャルファームを参考とするなど他自治体の状況等を踏まえつつ、市の実態に応じた推進が重要であること。
具体的な方策	・市内外の事業者等の協力を得ながら、就労体験や長短時間雇用など様々な形での仕事への関わり方を地域に広げ、市役所を含めた地域全体でソーシャルファームの理念をもとにした「やさしい雇用」の実現を目指した取組を推進します。

ウ. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	
主な担当部局：全部署	
取組内容	しょうがいしゃ、妊婦、子連れの人、子ども、高齢者、外国籍の市民などあらゆる人が安心安全に暮らすことができるようバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。
取り組む上での留意点	・様々な当事者の意見を大切にした取組が重要であること。
具体的な方策	・あらゆる施策において、バリアフリー・ユニバーサルデザインを念頭にした取組を行います。

エ. 学校・学級の包摂力を高める取組の推進	
主な担当部局：教育指導支援課	
取組内容	多様な子どもたち一人ひとりがその子らしく成長できるようにするため、学校・学級の包摂力を高める取組を推進します。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた様々な考えがあることを踏まえ、保護者、市民、教員との丁寧な対話を積み重ねることを重視すること。 ・国立市子ども基本条例の理念を踏まえ、子どもにとって最もよい事は何かを第一に考えた柔軟な対応が重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市子ども基本条例の理念に基づいた子どもの権利を保障する教育環境を整備します。 ・子どもの意見表明権を大切にし、児童・生徒の主体的な取組を支援します。 ・子どもの視点でともに考え、社会的障壁に対する物理的な環境整備や合理的配慮を進めるとともに、子どもたちの包摂力を高める取組を行います。 ・一人一台端末をはじめとする ICT 機器を授業の中で有効活用するとともに、学習環境の改善に取り組み、一人ひとりに合った個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進します。

オ. 災害時における対応	
主な担当部局：防災安全課	
取組内容	乳幼児を含めた子ども、妊婦、高齢者、しょうがいしゃ、外国籍の人、性的マイノリティなど様々な人が、災害時に安全に避難し安心して避難生活を送ることができるよう様々な備えを充実していきます。
取り組む上での留意点	・総合防災訓練や避難所等運営訓練などの訓練を通じて、様々な当事者の方から意見を聞き、取組みを進めることが重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な属性の人の避難を想定した備え（安全な避難方法、十分な備蓄品、安心できる避難所生活のための環境整備等）を進めます。 ・自らが避難生活を送る上で必要な備えを用意できるよう、災害に対する意識の醸成を図る取組を推進します。 ・災害時を想定した職員研修において、人権尊重の視点を踏まえた意識向上を図ります。

(2) ジェンダー平等の推進

○現状と課題

我が国におけるジェンダー平等については、様々な法整備等によりその格差の改善に向けた取組が進められていますが、例えば世界経済フォーラム（スイスの非営利財団）が発表するジェンダー・ギャップ指数によると、我が国は諸外国と比べ依然としてその格差が大きく、特に政治と経済の分野でその差が顕著となっています^{※1}。また、本市の市民におけるジェンダー平等感の認識についても低い状況となっています^{※2}。

当市では、「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度までの5年間の計画）を策定し、性別の壁を越えて自分らしく生きることができる社会を目指した取組を進めていますが、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）など、ジェンダー平等の実現に向けた課題は依然として多い状況となっています。

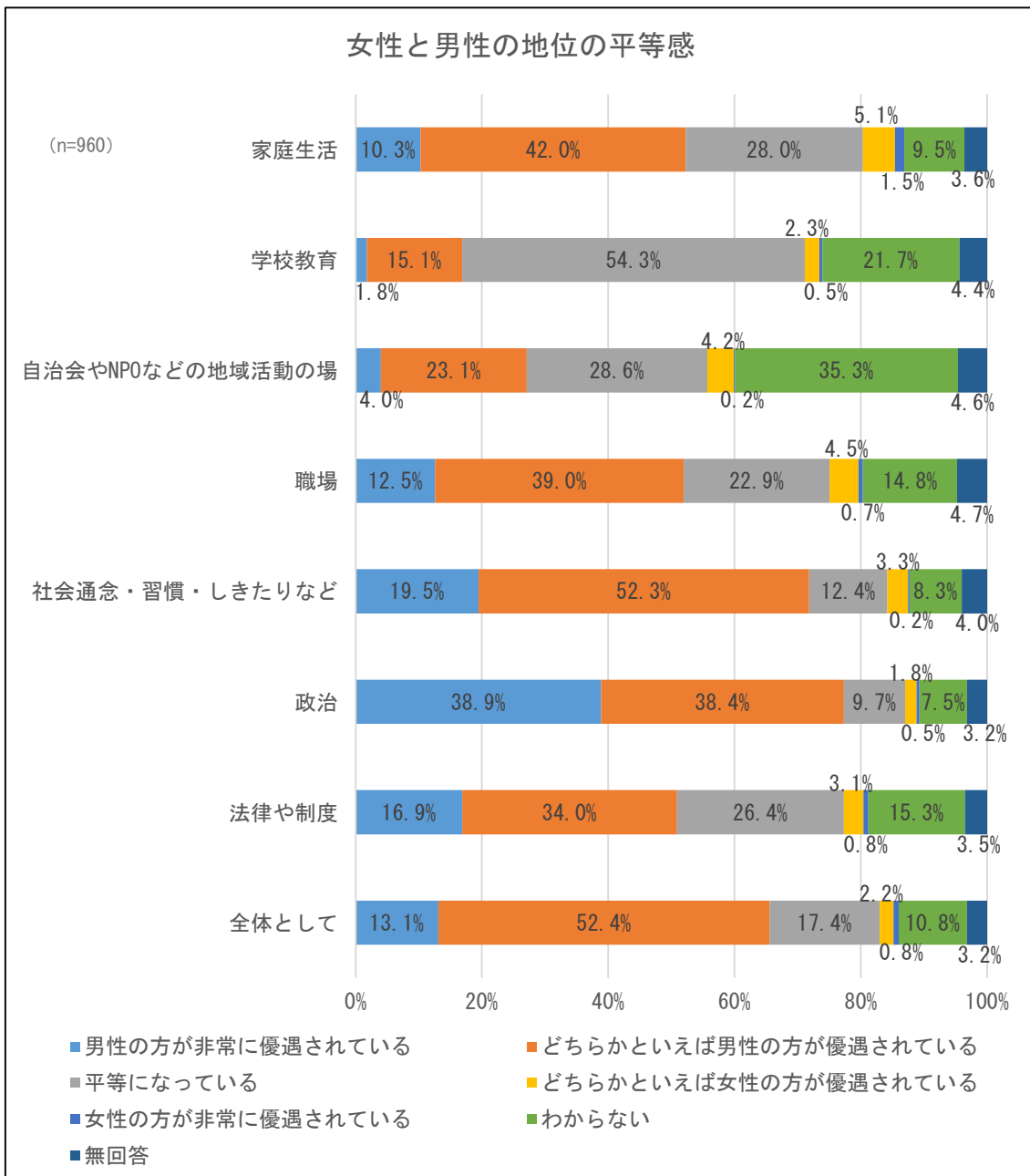
性別に起因した様々な格差は、人権上の様々な課題をより複雑化する原因にな

っていたり、又はその課題の背景となっている場合も少なくありません。人権尊重に関する取組の推進に当たっては、様々な課題とジェンダー平等との関係性を十分に認識し、格差解消に向けた意識啓発や支援の充実などの取組を推進することが必要です。

※1 令和7（2025）年6月に発表された「Global Gender Gap Report 2025」によると、日本のジェンダー・ギャップ指数の総合順位は148か国中118位となっている。

※2 本市が令和5（2023）年度に行った「ジェンダー平等に関する市民意識調査」では、家庭生活や政治など含め「全体として」女性と男性の地位が平等になっていると回答した割合は17.4%と低く、男性の方が優遇されていると回答した割合は65.5%であった。

（参考：ジェンダー平等に関する市民意識調査（令和5（2023）年7月国立市）より）



○主な取組

ア. ジェンダー平等推進計画の着実な実行	
主な担当部局：市長室	
取組内容	「国立市第 6 次ジェンダー平等推進計画」に基づく取組を着実に実行します。
取り組む上での留意点	同計画に記載のとおり。
具体的な方策	同計画に記載のとおり。

イ. ジェンダー平等の推進に向けた啓発活動や学習活動の実施	
主な担当部局：市長室、公民館	
取組内容	家庭や職場、学校など様々な場面におけるジェンダー平等を推進するため、講演会や講座などの啓発活動や学習活動を実施します。
取り組む上での留意点	・関係機関・団体等と連携し、あらゆる人に対する効果的な取組となるよう工夫することが重要であること。
具体的な方策	・ジェンダーや性差別などの課題を取り上げた講座等を実施します。 ・例えば「くにたちジェンダー平等月間」などの機会を通じて、ジェンダー平等の課題を取り上げた講演会等を実施します。

くにたち男女平等参画ステーション 「パラソル」

市では、性別にかかわらず全ての人が自分らしく地域で暮らすことができる社会を築くため、平成 30（2018）年に「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定しました。

パラソルは、この条例が目指す「一人ひとりが性別に関わらず自分らしくあるための社会づくり」の拠点として、平成 30（2018）年 5 月に開設しました。

愛称「パラソル」について

市民による投票で愛称とロゴマークが決定しました。

「パラソル」には、強い日差しから人々を守り、みんなが集まって休憩したり、リラックスしたり、会話をしたりでき、様々な色、形、素材があるように、多様性を大切にする「パラソル」のような存在になりたいという思いが込められています。



住所：東京都国立市北 1-14-1 「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内

電話：042-501-6990

年末年始・水曜日休館【平日(水以外)】10時～19時、【土日祝】9時～17時

パラソルでは、弁護士や専門家、相談員による相談を行っているほか、ジェンダー平等、DV 防止/予防の啓発、性の多様性などについての展示や講座を行っています。また、情報誌「パラソル」の発行や動画配信なども行っています。

5 平和施策

基本条例の前文において、以下のように示しています。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

人権が尊重される日々の連続こそが日常の平和であり、平和を特別なものとして捉えるのではなく日々の日常の中で当たり前を感じるものとして（日常の平和を市民文化として）地域社会に根付かせるための取組が重要となっています。

また、戦後 80 年が経過し、戦争を体験された世代の方が年々減少するなか、世界では依然として国家間の戦争や民族等の対立による紛争等が絶えず、国内外で日常の平和が危惧される状況にあります。

過去の歴史からは、戦争が起きると、人命・生活・経済等あらゆる面で被害が生じることに加え、戦争は時として正常な意思や判断を奪い通常では想像し得ないような行動をとってしまうことがあること、戦時下では人々のあらゆる権利が抑圧・搾取されたり尊厳が踏みにじられたりすることなど戦争行為は著しく人権を侵害するものだということを私たちは学んでいます。

二度と戦争を起こしてはいけないという意識の下、取組を推進します。

（1）平和意識の醸成のための様々な取組

① 「くにたち平和の日」等での啓発活動

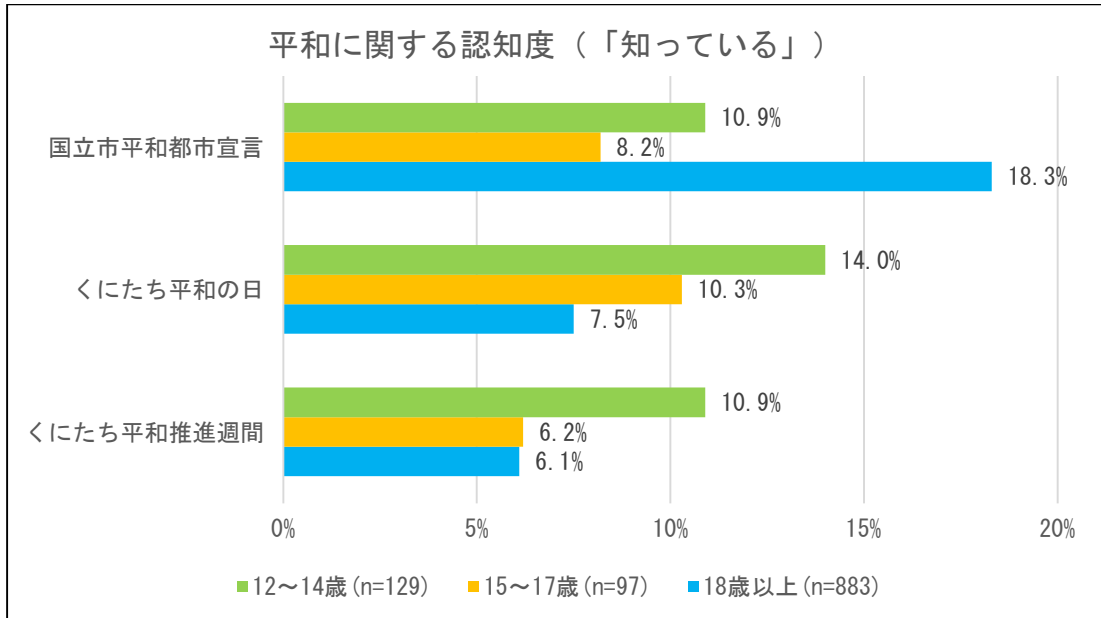
○現状と課題

市では、基本条例において、「国立市平和都市宣言」の公示日である 6 月 21 日を「くにたち平和の日」、6 月 21 日からの 1 週間を「くにたち平和推進週間」と定めています。これらの日を中心に、毎年、平和に関する様々な啓発事業を実施していますが、市民意識調査では、平和の日などに関する市民の認知度が低い状況であることが判明しており、一層の取組が課題となっています。

子どもたちや若い世代の人にも興味を持って参加していただけるような工夫を

行い、幅広い世代の方が参加することで地域全体で日常に平和文化を根付かせることができるよう取組を推進します。

(参考：市民意識調査より)



○主な取組

ア. 「くにたち平和の日」等での啓発活動の実施	
主な担当部局：市長室、公民館	
取組内容	6月21日の「くにたち平和の日」をはじめ、様々な機会を捉えて平和意識の醸成のための啓発活動を行います。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の市民が参加しやすい取組を積極的に行うなど、次世代を担う若い人たちが平和について考える機会を充実させること。 ・啓発事業のテーマについて、幅広い観点や手法を活用し取り組むこと。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の「くにたち平和の日」及び「くにたち平和推進週間」において、様々なテーマや対象者を想定し、市民とともに平和について考える催しを実施します。 ・「アンネのバラ」にちなんだ催しや「ふつうの日になったのか 原爆の日展」、公民館の主催講座などを通じて、市民とともに平和について考える機会を充実します。

②戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承

○現状と課題

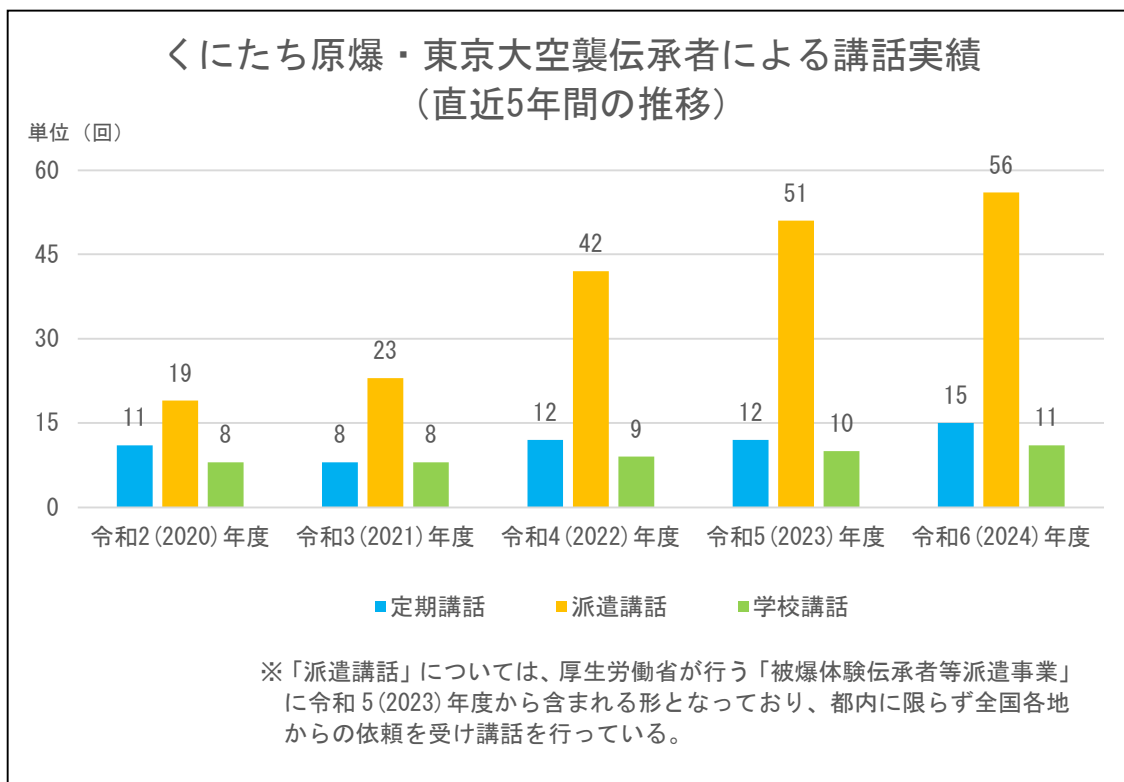
本市においては、平成 27（2015）年より、本市在住で広島原爆・長崎原爆の体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ伝承者の養成に取り組むとともに、平成 29（2017）年からは、本市在住で東京大空襲を体験された方の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ伝承者を育成し、市内外で伝承活動を行っています。

戦争を体験された世代の方々が年々減少する中、また、国内外において日常の平和が危惧される状況である中、より一層伝承活動の重要性が高まっているとともに、今後の継続的な取組が課題となっています。

～伝承活動の意義～

当時の直接的な戦争・原爆体験をしていない伝承者が、体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ行為は、文献や歴史書等で示される客観的事実や数値には表れない、まさにその時、その人やその人を囲む多様な一人ひとりが（人格を持つ一人ひとりが）そこに生きて生活していたこと、戦争や原爆によってその生活が破壊されたこと、二度と同じ過ちを繰り返してはいけないということを、一人の体験者の思いとそれを伝承する伝承者の思いを人から人へ伝承していく中で伝えることに本質的な意義があります。

(実績を基に作成)



○主な取組

ア. 伝承活動の推進	
主な担当部局：市長室	
取組内容	市が育成した「くにたち原爆・東京大空襲伝承者」による伝承活動（定期的に公共施設内で実施する「定期講話」、市内外問わず団体等で実施する「派遣講話」、市内の学校で行う「学校講話」）を行います。
取り組む上で の留意点	・ 伝承活動の本質を見失うことなく活動を継続すること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通して市内各所で定期講話を行います。 ・ 市内外への派遣講話を通じて、体験者の体験と平和への思いを広く伝えます。 ・ 子どもたちに平和の尊さを伝える学校講話を市内の全公立小中学校で実施します。また、市内の私立学校や都立学校にも積極的に働きかけ学校講話を行います。

イ. 戦争・原爆体験者の体験の記録（デジタルアーカイブ化）とその活用	
主な担当部局：市長室、公民館	
取組内容	戦争・原爆を体験された市民の体験や思いをデジタルアーカイブ化するとともに、その効果的な活用を図ります。
取り組む上での留意点	・体験者の思いに寄り添った取組が重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・体験談をデジタルアーカイブ化する取組を進めるとともに、市のホームページや公式 SNS 等を活用し、アーカイブ化した情報を積極的に公開して広く市民等への視聴を促します。 ・平和に関する講座等において、戦争・原爆体験者の体験や手記、記録等を通じて学ぶ機会を検討します。

③ 様々な団体等との平和交流

○現状と課題

本市では、「青少年の育成に役立ててほしい」という市民の寄付により設立した「国立市青少年育英基金」を活用し、平成 26（2014）年及び平成 27（2015）年は広島市へ、平成 28（2016）年以降は長崎市へ市内の子どもたちを派遣して原爆資料館等の見学や歴史・風土等の学習、現地青少年との交流により相互理解を深め平和の尊さと歴史を学ぶ「子ども長崎派遣平和事業」に取り組んでいます。引き続き、次世代を担う子どもたちの平和学習を推進します。

また、市内学校や教育部局との連携の上、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による学校での伝承活動（学校講話）を推進します。

さらに、市は平成 22（2010）年に「平和首長会議」^{※1}に加盟して以降、積極的に同組織との関係性構築に努め、市の平和施策に関するPRや自治体間で連携した取組の重要性について発信してきました^{※2}。令和 5（2023）年度には、多摩地域の全 26 市が加盟する「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」を発足させるとともに、平和首長会議の掲げる「平和文化の振興」（市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること）の推進に向けた取組を行っています。

引き続き、様々な団体等との平和交流を行い、平和施策を効果的に推進する必要があります。

※1 世界 166 か国・地域 8,500 以上の都市が加盟する国際組織。広島市が会長市、長崎市が副会長

市（他8都市）となっている（令和8（2026）年3月1日時点）。

※2 令和元（2019）年の「第9回国内加盟都市会議総会」を国立市において開催したほか、令和4（2022）年10月に広島市で開催された平和首長会議総会及び令和7（2025）年8月に長崎市で開催された同総会において多摩地域における取組や国立市の平和施策に関する取組発表を行った。

○主な取組

ア. 子どもたちの平和意識の醸成	
主な担当部局：児童青少年課	
取組内容	次世代を担う子どもたちの平和意識の醸成に取り組みます。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問地の歴史、風土、文化、環境に接し、かつ、派遣先の青少年との交流を通し、平和、人権等の相互理解を深めること。 ・戦争や平和について、子ども自身がそれぞれの感性で感じられる学びの場を提供すること。
具体的な方策	・市内の子どもたちを長崎市に派遣する取組を実施し、様々な施設見学や現地青少年との交流を通じた平和意識の醸成に取り組みます。

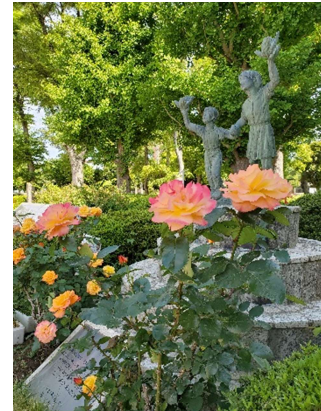
イ. 自治体間での広域連携	
主な担当部局：市長室	
取組内容	平和首長会議、及び平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークの取組に積極的にに関わり、自治体間の連携による一層の平和文化の振興を図ります。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の強みや特徴を生かした効果的な取組を行うこと。 ・特定の自治体のみ負担とならないよう、自治体間での連携・協力を進めること。
具体的な方策	・多摩地域平和ネットワークのより一層の連携を積極的にリードするとともに、次世代を担う若者等と一緒に国内外に向け広く平和文化の振興を図ります。

平和を伝える 2 つの樹木

■ アンネのバラ

平成 12 (2000) 年に「国立市平和都市宣言」の記念植樹として、ホロコースト記念館 (広島県福山市) から 3 本の苗木をいただき、市の郷土文化館に植栽しました。

その後、市内の市民団体からいただいた苗を市役所ほか市内の公立小中学校、公民館等に植栽しましたが、アンネのバラを見て楽しむ市民から、「自分の手でアンネのバラを育てたい」という声が増えたことを踏まえ、また、平和の象徴と言われるアンネのバラを通して平和について考える機会を持っていただくため、平成 27 (2015) 年から、毎年秋冬に剪定などの市民向け講習会を実施しています。



平和祈念の像とアンネのバラ
(市役所西側広場)

■ 被爆アオギリ二世

昭和 20 (1945) 年 8 月 6 日、広島で、爆心地から約 1.3km で被爆したアオギリは、爆心地側の幹半分が熱線と爆風により焼けてえぐられたものの、樹皮が傷跡を包むようにして成長を続け、翌年の春、焦土の中で青々と芽を吹きました。

その後、被爆アオギリは平和記念公園に移植され、実らせた種を発芽させて「被爆アオギリ二世」として大切に育てられています。市では、この被爆アオギリ二世を介して市民が世界恒久平和を祈り平和への思いを共有できるようにすることを目的に、平成 29 (2017) 年、市政施行 50 周年を記念して市役所西側広場に植樹しました。



夏の被爆アオギリ二世
(市役所西側広場)

平和首長会議と多摩地域平和ネットワーク

国立市は、平成 12（2000）年 6 月、新しい世紀を迎えるにあたり平和への強い意志を広く世界に向けて発信するため「国立市平和都市宣言」を制定し、この制定から 10 周年を迎えた平成 22（2010）年、平和首長会議[※]に加盟しました。

その後、令和元（2019）年の第 9 回国内加盟都市会議総会を国立市で開催したほか、令和 4（2022）年 10 月（広島市）及び令和 7（2025）年 8 月（長崎市）に開催された平和首長会議総会において、多摩地域における取組や国立市の人権・平和施策の取組発表を行っています。

令和 5（2023）年に松井一寛広島市長より、東京都多摩地域における一層の平和文化の振興について国立市に対し協力の要請があったことから、国立市が他の 25 市に呼びかける形で多摩地域全 26 市が加盟する「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」が発足しました。発足以降、その会長市を国立市が担っており、他市と連携した取組を推進しています。令和 7（2025）年度には、戦後 80 年事業として多摩地域各市から選出された平和ユース（高校生・大学生）26 人が広島への訪問や都内における様々な施設見学等によって学びを深めました。その成果を、令和 8（2026）年 2 月に多摩市で開催した「平和サミット」において多摩地域各市長の前で発表するとともに、市長と直接意見交換を行うなど、平和へのメッセージを発信しました。

※昭和 57（1982）年に広島・長崎両市が世界の都市に国境を越えて連帯し共に核兵器廃絶への道を開いていこうと呼びかけ、世界平和連帯都市市長会議（現・平和首長会議）を設立。

平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク 平和宣言

私たち平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークは、平和首長会議の「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」の中で掲げている「平和文化の振興」に向けて東京都多摩地域共同で取り組むことを宣言します。



- 一、市民一人一人が平和を願い、日常生活の中で自分ができることを考え行動する「平和文化」を東京都多摩地域に根付かせ、市民社会における平和意識を醸成していきます。
- 一、戦禍や被爆の実相を共有・継承し、「平和文化」の担い手を育成していきます。
- 一、世界中に平和文化を根付かせ、世界恒久平和を実現するために、東京都多摩地域の自治体が連携して「平和文化の振興」に取り組み、その取り組みを国内外へ発信していきます。

2024 年 1 月 25 日

6 組織内の推進体制

(1) 庁内連携体制の構築

○現状と課題

人権施策については、平成 26（2014）年度に市長室を設置し、人権・平和・男女平等参画施策を一体の組織として位置付けています。また、令和 3（2021）年度からは人権・平和担当部長を新たに配置し、他の自治体と比較しても先駆的に人権・平和のまちづくりに係る取組を市民や様々な当事者とともに推進してきました。

また、ジェンダー平等施策に関する組織内の推進体制を構築しており（部長級職員による推進本部、課長級職員による推進員会議）、定期的に課題検討、情報交換、研修等を行っています。

人権・平和のまちづくりを一層進めるためには、必要に応じて効果的な庁内の連携体制を構築し、市長のリーダーシップの下で本推進計画を全部署一丸となって推進することが重要です。また、市の人権擁護委員と連携した取組が今後も重要となっています。

○主な取組

ア. 組織内における効果的な推進体制の構築	
主な担当部局：市長室	
取組内容	全部署が一丸となって人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための効果的な推進体制を構築します。
取り組む上で の留意点	・職員一人ひとりが、人権・平和のまちづくりに積極的に関与する姿勢が大切であること。
具体的な方策	・人権・平和担当部長を中心として施策を推進するとともに、組織内連携の状況や課題等を踏まえ、より効果的な推進体制について検討を進めます。

イ. 人権擁護委員との連携	
主な担当部局：市長室	
取組内容	人権擁護委員と定期的に情報・意見交換を行い、人権に関する様々な取組がより効果的になるよう連携して取り組みます。
取り組む上での留意点	・人権擁護委員や法務局のネットワークを通じて、他自治体における状況や取組などを参考としながら取り組むことが重要であること。
具体的な方策	・法務局が行う会議や啓発活動に積極的に市としても参加し、人権擁護委員との連携を深めるとともに、人権擁護委員との情報共有・意見交換を定期的に複数回行う。

(2) 職員の人権意識向上のための取組

○現状と課題

人権・平和のまちづくりの推進のためには、市職員が高い人権意識の下で日々の業務に従事し、人権・平和のまちづくりに自ら参画することが重要です。現在市においては、職員を対象とした様々な内部研修がありますが、人権意識の向上のための研修を複数実施しており、正規職員のみならず、会計年度任用職員や再任用職員を含む全ての職員を対象としたものも複数実施しています。

一方、令和6（2024）年度に全職員を対象として実施した人権・平和のまちづくりに関する調査では、様々な分野の人権課題に関して「知らない」と回答する職員の割合も多かったほか、市が様々に行っている各種人権啓発事業や相談窓口について、必ずしも職員の認知度が高くない状況であることがわかっています。

職員一人ひとりの人権意識が向上したり、知識が深まったりすることは、市民との関りにおいて大変重要なことであると同時に、職場全体として人権を尊重する環境構築に繋がり、職員の多様な働き方の推進や各種ハラスメントの防止・早期対応等にもつながることであることから、一層取組を充実していくことが重要となっています。

○主な取組

ア. 人権意識向上のための職員研修や啓発活動の実施	
主な担当部局：市長室、職員課	
取組内容	職員を対象とした人権に関する研修や啓発を実施します。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・意識の向上のみならず、日頃の業務において必要に応じて施策を見直したり新たな取組を進めたりするなど、職員それぞれが人権意識を具体的な業務につなげることを目的とすること。 ・研修に参加しやすい職場環境を構築すること。 ・人権課題の当事者からお話を聞いたり、実際にフィールドワークを行ったりすることで理解を深める工夫を行うことが重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員を対象とした人権・平和のまちづくり研修等を行います。 ・東京都市町村職員研修所が実施する人権に関する研修に職員を派遣します。 ・職員の啓発事業への積極的な参加を促すとともに、啓発に資する情報等を職員向けに積極的に周知します。

イ. 職員を対象とした人権に関する知識や意識等に関する調査	
主な担当部局：市長室	
取組内容	全職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む）を対象として、人権に関する知識や意識等に関する調査を行います。
取り組む上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの職員が回答できるよう調査の工夫が必要であること。 ・調査を通じた職員に対する啓発となるよう、調査の在り方を工夫することが重要であること。
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象として、人権・平和のまちづくりに関する意識や実態等を調査します。

第4章 進捗管理

1 推進計画の進捗把握及び評価方法

(1) 中間評価

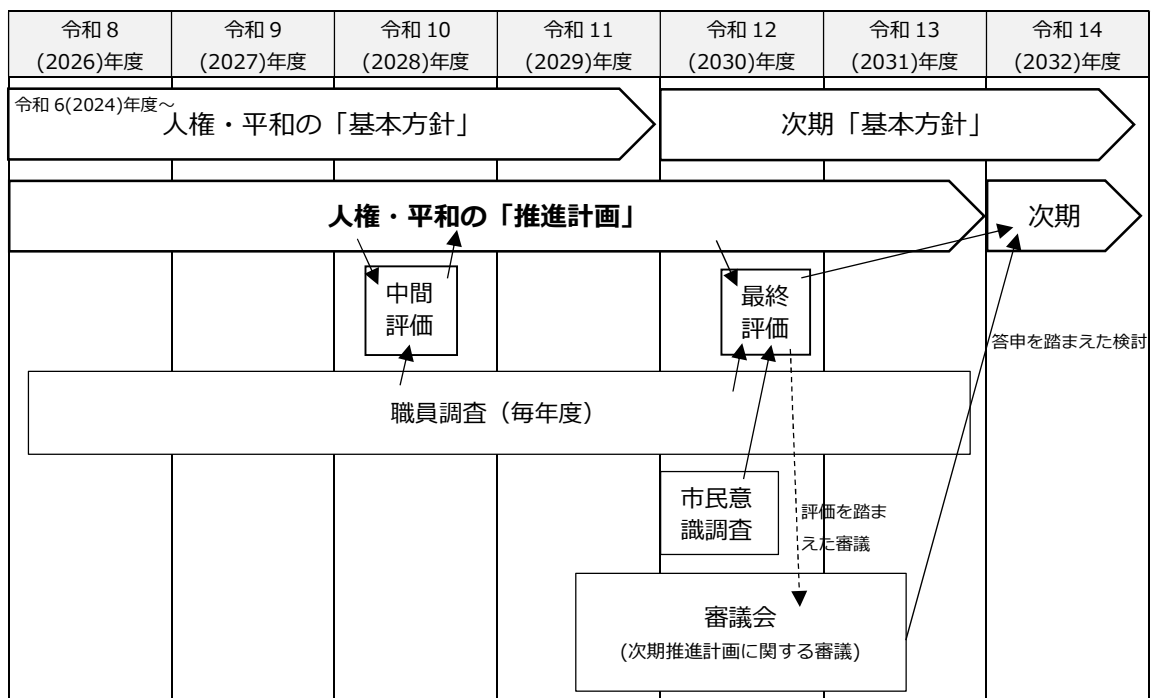
人権・平和担当部長を中心とした組織体制において、令和10(2028)年度に本推進計画第3章の各項目で示した具体的な方策の進捗状況を把握するとともに評価を行い、適切な計画遂行を図ります。

また、市の全職員を対象として毎年実施する人権・平和のまちづくりに関する意識や実態等の調査の結果を踏まえた進捗状況の把握及び評価を行います。

(2) 最終評価

本推進計画の終期(令和12(2030)年度)において、市民を対象とした人権・平和のまちづくりに関する意識調査を実施するとともに、人権・平和担当部長を中心とした組織体制で中間評価以降の進捗状況(職員を対象とした調査の結果も含む)を把握し、評価を行います。

なお、次期推進計画の検討に当たっては、審議会への諮問を行った上で、最終評価や市民意識調査の結果等を踏まえて審議を行います。



※調査や評価の時期は進捗状況等に応じて前後する可能性がある。

(中間及び最終評価時の主な定量的指標)

指標	現在値 (令和 6(2024)年度)	目標値 (令和 10(2028)年度)	目標値 (令和 12(2030)年度)
市が人権を尊重したまちづくりを行っていると思う市民の割合 (国立市市民意識調査)	34.1%	38.0%	40.0%
様々な人権課題について「知っている」と回答した市職員の割合 (人権・平和のまちづくりに関する職員調査)	77.4%	81.0%	83.0%
市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合 (国立市市民意識調査)	50.5%	54.0%	56.0%
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合 (事業アンケート)	93.5%	95.0%	95.0%

2 公表と見直し

本推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく市民に向けて公表します。

また、本推進計画は令和 8 (2026) 年度から令和 13 (2031) 年度までの 6 年間における計画ですが、市内における人権課題の状況や国の法整備の状況、国際的な動向等を踏まえ、本推進計画に盛り込むべき事項や変更すべき事項が生じた場合は、基本条例第 10 条第 2 項に従い、国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するために必要な措置を講じた上で適宜見直しを行います。

参 考 資 料

- 諮問書
- 国立市人権・平和のまちづくり審議会 委員名簿
- 国立市人権・平和のまちづくり審議会 開催経過
- 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例



国政市発第57号
令和5年10月24日

国立市人権・平和のまちづくり審議会
会長様

国立市長 永見 理夫

諮問書

市が、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第10条に基づく人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定するに当たり、基本条例第16条に基づき貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための推進計画について

2. 諮問理由

市では、基本条例に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指しています。

人権・平和のまちづくりを総合的に推進するため、市は今後推進計画を策定することとしており、その内容等について貴審議会のご意見を伺うものです。

以上

国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿

〔任期：令和5(2023)年10月1日～令和7(2025)年9月30日〕

	氏名	区分	所属等
1	大島 克己	市民	公募市民
2	押田 五郎	市民	公募市民
3	神田 知宏	学識 経験者	内幸町国際総合法律事務所弁護士
4	小島 正次	団体 代表者等	部落解放同盟国立支部書記長
5	炭谷 茂	学識 経験者	社会福祉法人恩賜財団済生会理事長
6	只野 雅人	学識 経験者	一橋大学大学院法学研究科教授 ※令和5(2023)年10月24日より委嘱
7	韓 東賢	学識 経験者	日本映画大学教授
8	古川 健太郎	学識 経験者	八王子ひまわり法律事務所弁護士
9	三井 絹子	団体 代表者等	国立市しょうがいしゃ団体等協議会代表
10	呂 成姫	団体 代表者等	全国オモニ会連絡会事務局長

(50音順、敬称略)

審議会（第三期）の開催経過

審議会	開催日	主な内容
第 24 回	令和 6（2024）年 10 月 24 日（木）	諮問／今後の審議の流れについて
第 25 回	令和 6（2024）年 4 月 18 日（木）	今後の審議の流れについて／推進計画の骨子案について／市民意識調査の実施に向けた検討
第 26 回	令和 6（2024）年 6 月 27 日（木）	市民意識調査の項目案について／市の平和施策について
第 27 回	令和 6（2024）年 8 月 8 日（木）	市民意識調査の項目案について
第 28 回	令和 6（2024）年 10 月 24 日（木）	今後の審議の流れについて／推進計画の骨子案について
第 29 回	令和 7（2025）年 1 月 28 日（火）	市民意識調査の結果について
第 30 回	令和 7（2025）年 3 月 27 日（木）	市民意識調査の結果分析について／推進計画について
第 31 回	令和 7（2025）年 5 月 28 日（木）	答申（案）について
第 32 回	令和 7（2025）年 7 月 24 日（木）	答申（案）について
第 33 回	令和 7（2025）年 8 月 21 日（木）	答申（案）について 答申

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当

事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目 的）

第 1 条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 全ての人、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第 3 条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第 4 条 市長は、第 2 条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第 6 条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 8 条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第 9 条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念

(2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。

(4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。

(5) 国内外の平和交流に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第 16 条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第 10 条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画

(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議

を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本方針及び推進計画に関すること。

(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円	を
---------------	---	--------	---

」

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円
人権・平和のまちづくり審議会委員	〃	9,100円

に

」

改める。